

川口市教育振興基本計画

(令和3年度～令和7年度)

一人ひとりが輝く、しなやかさと
たくましさをそなえた人材を育てる
川口の教育



令和3年4月

川口市教育委員会

ごあいさつ

川口市教育委員会では、平成28年4月に策定された「川口市教育大綱」を受け、その基本理念である「一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる 川口の教育」を具現化するため、「川口市教育振興基本計画」を定め、これに基づき学校教育と生涯学習の各施策に取り組んでまいりました。

このたび、「川口市教育大綱」の改定に併せ、これまでの5年間の成果と課題を踏まえ、また急激に進展する社会動向の変化に対応し、これからの5年間に川口市の教育が目指すべき方向性を具体的に示すため、「川口市教育振興基本計画」を改定いたしました。この計画のもと、特色ある学校づくりや教職員の資質能力の向上を図り、学校・家庭・地域の連携を通じて、児童生徒の学力・徳力・体力の向上に努めるとともに、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを通じて豊かな人間性を育み、活力ある地域社会を築くことができるよう、各施策を推進してまいります。

市民の皆さまにおかれましては、今後とも本市教育の振興にご理解・ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

令和3年4月
川口市教育委員会

もくじ

第1編 総論	1
第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨	1
第2章 計画の基本的事項	2
第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状	3
1 教育を取り巻く社会の動向	3
2 本市の教育の現状	5
第4章 川口市の教育のめざすべき姿	17
第2編 各論	19
第1章 子どもがのびのび学べる環境づくり	19
【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実	20
【施策2】高等学校教育の充実	46
第2章 子どもの成長をサポートする基盤づくり	51
【施策3】学校の教育力向上	52
【施策4】地域の教育力・健全育成活動の充実	68
第3章 市民が自己実現をめざせる環境づくり	73
【施策5】生涯学習活動の支援	74
【施策6】スポーツ・レクリエーション活動の支援	80
【施策7】文化芸術活動の支援	84
第4章 地域におけるさまざまな資源の活用	89
【施策8】教育的資源の活用	90
【施策9】歴史的資源の保護と活用	92
第5章 教育行政経営の基盤強化	99
【施策10】教育施設の適正化	100
第3編 計画推進にあたって	107
第1章 計画の実現にむけて	107
1 基本的事項	107
2 情報の共有	107
3 連携の推進	108
4 新たな変化への対応	108
第2章 効果的な計画の推進にむけて	109
1 計画の進行・管理	109
2 指標	110
用語集	116

文中に「*」を付した語句については、116～131 ページに「用語集」がありますのでご参照ください。

第1編 総論

第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、政府に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定を義務づけたほか、地方公共団体には政府の策定した計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

また、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務付けられました。

これらを受け、本市では、平成28年3月に市長が総合教育会議を開催し、教育委員会と協議のうえ、川口市教育大綱を策定しました。この教育大綱は、同時期に策定作業を行っていた本市のまちづくりのビジョンを定めた第5次川口市総合計画との関連性を重視し、「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を教育分野からめざすものとししました。そしてこの教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため川口市教育振興基本計画を策定し、平成28年度より、この計画に基づき本市の教育政策を推進してきました。

計画を推進する中、市立高等学校3校の統合による新しい川口市立高等学校の開校、県内初となる公立夜間中学校の開校などを実現してきましたが、一方で、全国的には少子高齢化が一層進行するとともに、地球環境問題の深刻化、科学技術の飛躍的な進歩、経済的な格差の拡大や子どもの貧困の増加、地域コミュニティの変化、さらには新型コロナウイルスの感染拡大など、本市を取り巻く社会の状況も大きく変化してきました。

本計画は、こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性を示すため、川口市教育振興基本計画を見直したものです。

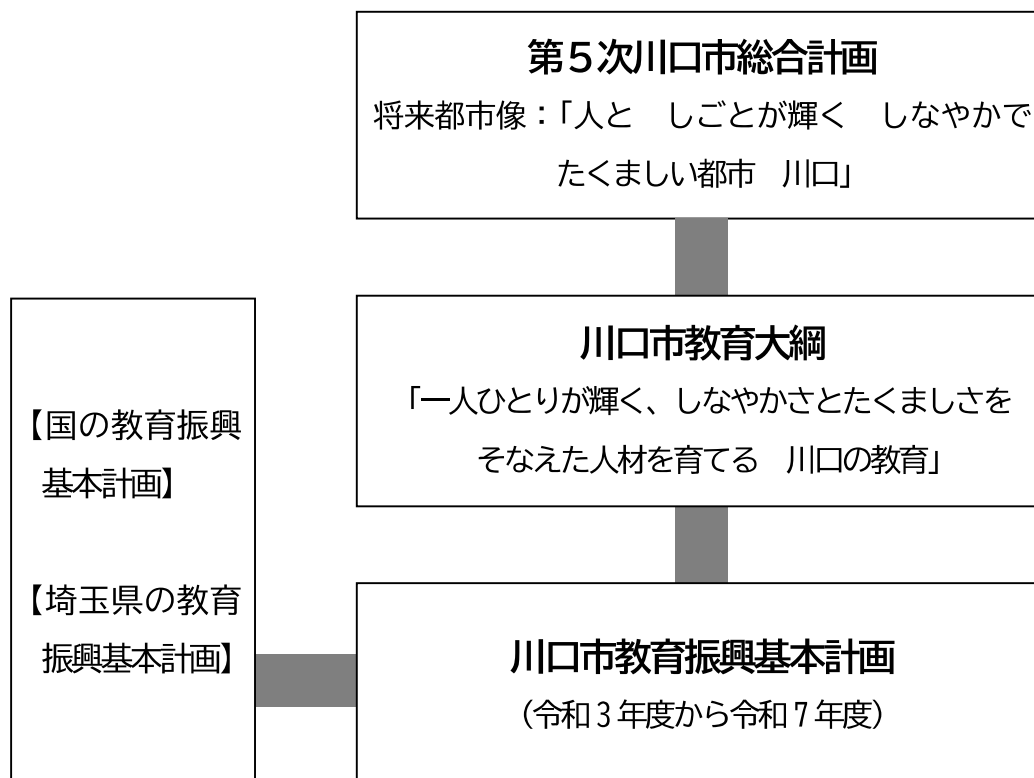
第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第17条第2項に基づいて策定しています。計画策定にあたっては、第5次川口市総合計画後期基本計画、川口市教育大綱に示された方針に沿い、平成30年6月に策定された国の第3期教育振興基本計画（平成30～令和4年度）及び令和元年7月に策定された第3期埼玉県教育振興基本計画（令和元～令和5年度）を踏まえています。

この基本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、教育の質の向上を図り、学校と家庭・地域社会との連携を推進し、本市の子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間形成と確かな学力、豊かな人間性を育む、川口ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動やスポーツ・レクリエーション活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、地域コミュニティづくりにつながる特色ある施策を盛り込んでいます。



第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 少子高齢化・人口減少社会の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年の1億2,800万人をピークに減少に転じ、令和2年6月には約1億2,600万人になっています。出生数は年々減少を続け、令和元年には90万人を割り込む一方、老年人口（65歳以上）は約3,600万人に達し、総人口の28.6%を占めています。

本市では、今後しばらくは人口増加が続くものとみられますが、令和12年の61万4千人をピークに減少に転じ、令和27年には60万人を割り込むものと推計されます。また、少子高齢化もさらに進行するものとみられ、年少人口（0～14歳）は令和2年の7万6千人から令和12年には6万7千人と1万人近く減少する一方、老年人口（65歳以上）は同じ期間に13万9千人から14万9千人と約1万人が増加するものと推計されており、少子高齢化に対応した教育施策のさらなる充実が求められる状況となっています。

(2) 格差の拡大・子どもの貧困の増加

経済のグローバル化が進むことにより、本市では特に外国籍住民が増加しており、多文化共生を実現していくための取り組みがより重視されるようになっていきます。

全国的に見ると、就業者に占める非正規雇用の増加に加え、ひとり親世帯や外国人世帯の増加などを背景に、子どもの貧困などが社会問題化しています。

子どもの貧困は、教育の格差などにもつながり、子どもの学力との相関も指摘されています。子どもの貧困は、将来の進路選択や職業選択などにも大きく影響することから、貧困の連鎖や格差の拡大・固定化なども懸念されます。

2015年9月の国連サミットでは2031年までに達成すべき国際目標を示したSDGs*（持続可能な開発目標）が採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現がめざされています。子どもの貧困の問題もこうした文脈で捉え、社会全体の課題として解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

(3) 技術革新などの社会の急激な変化

少子高齢化・人口減少が進むことによる国内市場の縮小なども想定され、社会的な活力をいかに創出していくかが今後の大きな課題となっています。

情報通信技術（ICT*）人工知能（AI*）などの科学技術の急速な発展は、社会生活をより便利で豊かにする原動力となる可能性を秘めている一方で、経済構造の激変やAI*の普及による雇用の喪失といったことも懸念されています。また、社会経済がさらにグローバル化する中で、市場開拓や人材獲得なども世界レベルで競争が激化していくことが予想されます。

現代の子どもたちは、生まれた時からICT*がインフラとして身近にあるデジタルネイティブ*と言われており、情報を正しく読み解き、自分の言葉で発信していく力が不可欠となっています。世の中のどこにいても、どのような状況にあっても、たくましく生き抜ける能力を持った人材を育てることが、これまで以上に教育に期待されています。

(4) 家庭・地域の状況の変化

核家族化などの家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化などに伴い、子育てをする親の負担や不安・孤立感が増加するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。

地域における世代間交流や地元企業との連携を深め、子育てや教育における地域のサポートを活用するなど、子どもたちが地域に愛着を持ちつつ、健全に育っていくためには地域との関わりが重要となることから、家庭・地域・学校が連携を深め、地域全体で子どもを育てていく体制を強化することが必要といえます。

2 本市の教育の現状

(1) 児童・生徒の現状

ア 幼児教育

川口市内 52 校の小学校 1 年生の現状では、子育ての目安「3 つのめばえ*」（小学校入学までに幼児に身に付けてほしいこと）に関連し、特に他者との関係における“集中力”や、“がまんをする”ことについて課題がみられます。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、今後も引き続き、家庭や地域、幼稚園・小学校等がともに連携・協力し、教育活動の充実を図る必要があります。

イ 一人ひとりを確実に伸ばす教育

情報化やグローバル社会が進展する中、人口の減少や、AI*の進化などが社会にもたらす産業や経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等により、社会の変化は激しくなり、その変化を正確に予測することが困難な時代になってきています。このような社会を生き抜くためには、子どもたち一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要になります。

そのためには、新しい学習指導要領*に基づき、子どもたちが、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」や、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」を育むことが求められます。

これからの教育は、今まで以上に、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育が大切となります。

ウ 学力

平成 28 年度埼玉県学力・学習状況調査*において、埼玉県の平均正答率を上回った項目数は全 14 項目のうち 5 項目でした。しかし、その後本市の児童生徒の学力は年々向上傾向にあります。

今後の課題として、基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させることはもちろん、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの学力を育成する必要があります。

また、一人ひとりの学力が毎年どれだけ伸びているのかを把握し、指導の工夫改善に生かす必要もあります。

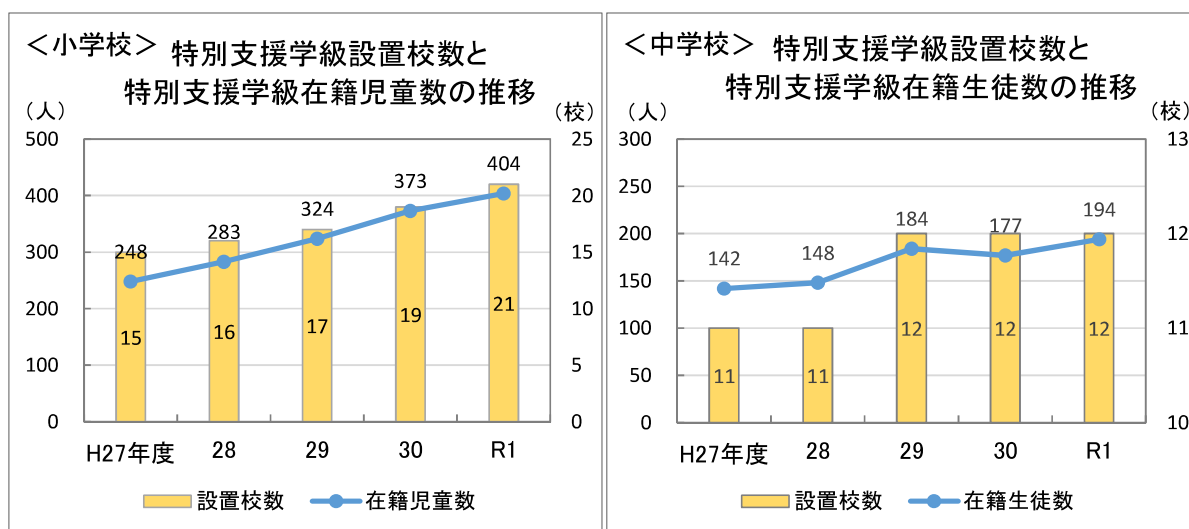
エ グローバル化

これからの社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、英語力の育成を基礎としながら、豊かな国際感覚を身に付けることはもちろんのこと、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を身に付けさせ、日本人としての自覚と責任をもって、グローバル社会に貢献できる人材に育てることが大切です。

オ 特別支援教育*

本市では、特別支援学級*在籍の児童生徒は年々増加傾向にあり、特別支援教育*に対する理解と、早期からの適切な支援をどのように充実していくのかが課題となっています。

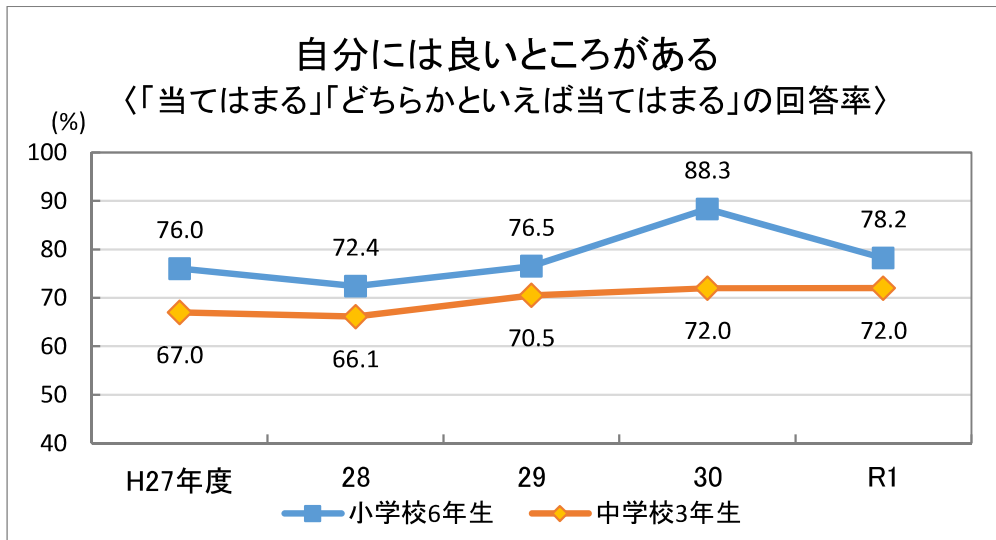
また、特別な支援を必要とする子どものニーズが多様化していることから、よりきめ細やかな対応が求められています。



カ 豊かな心を育む教育

自尊感情や規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会が多様化し、正解がない時代といわれる中で、自らが主体的に取り組むとともに、最適解・最善解を導き出す力が求められてきています。

その力を育むためには、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのため、家庭と連携し、特別の教科道徳を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが求められています。



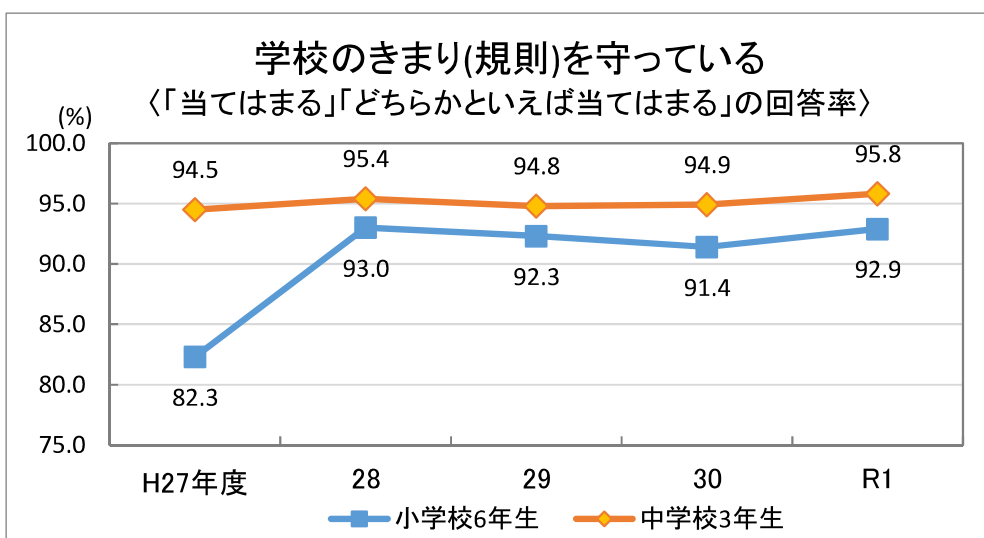
全国学力・学習状況調査*児童生徒質問紙調査結果

キ 生徒指導

少年非行については全国的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たない状況にあります。また、SNS*を介してのトラブルが増加傾向にあります。

このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性をもった生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1 プロBLEM*」、「学級がうまく機能しない状況*（いわゆる学級崩壊*）」や「中1 ギャップ*」などへの対応についても継続して取り組む必要があります。

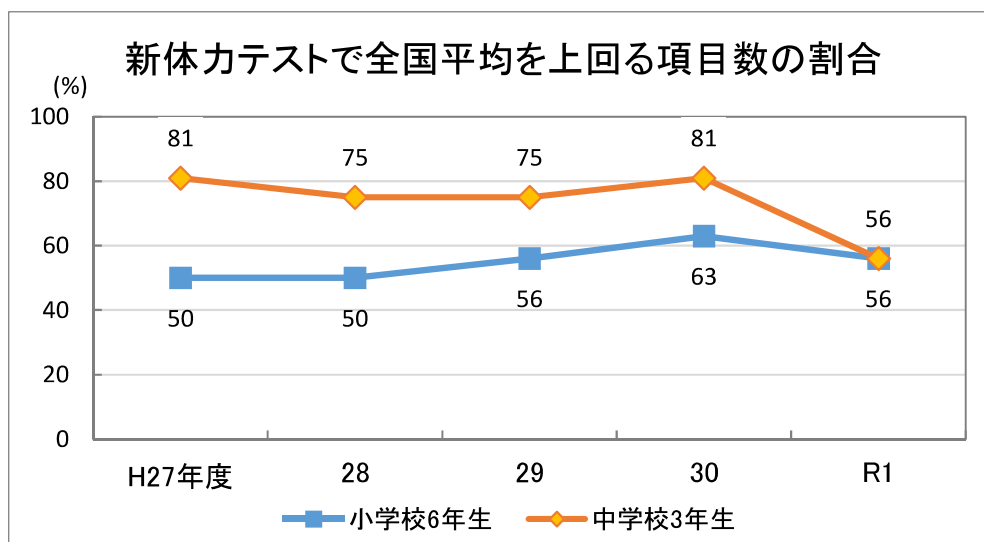


全国学力・学習状況調査*児童生徒質問紙調査結果

ク 体力の向上と学校体育活動の充実

本市の児童生徒の体力について、平成31（令和元）年度の新体力テスト*結果を全国平均値と比較すると、上回る項目の割合は小学校6年生、中学校3年生ともに56%という現状です。

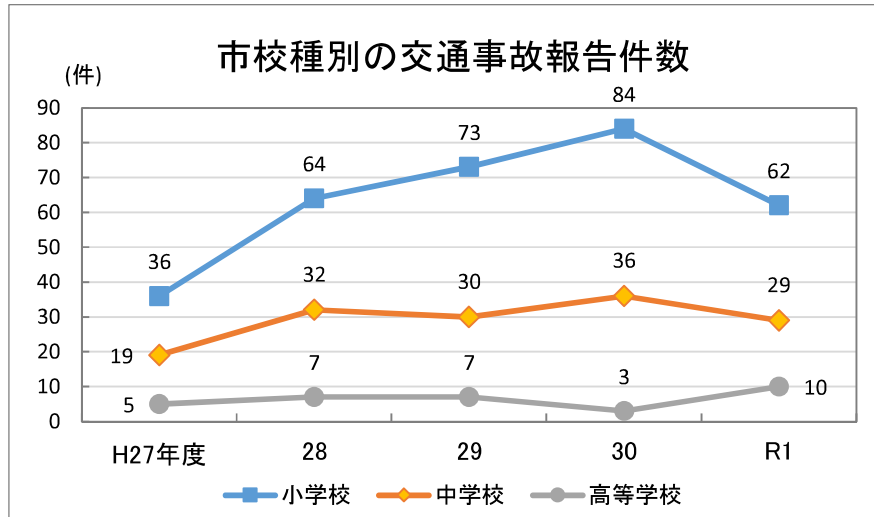
小学校のシャトルラン、ボール投げ、50m走、持久走等、特に課題となる種目については、市の重点種目に設定し活動の充実を進め、総合的な体力の向上をめざして継続して取り組む必要があります。



(2) 学校・家庭・地域の連携を図った教育の現状

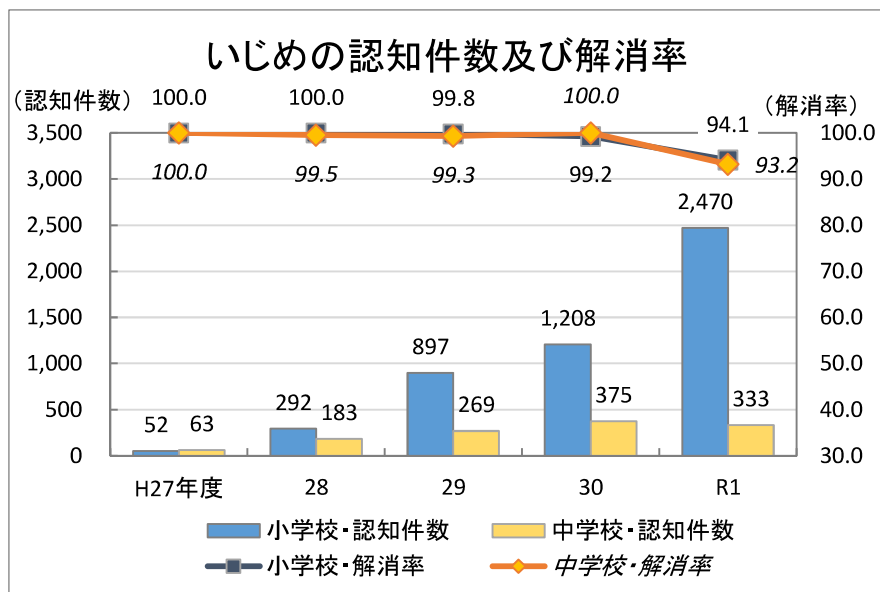
ア 子どもたちの安心・安全

過去5年間における、川口市内の児童生徒の交通事故報告件数のほとんどが学校管理下外で、中でも自転車によるものが多く発生しています。このことから、学校応援団*やスクールガード*等の協力を得て、学校・家庭・地域や関係諸機関が一体となり取り組む必要があります。また、近年、自転車の運転者が加害者となる事故が社会問題となっています。そのため、今後も引き続き、児童生徒に交通安全意識の徹底と啓発に取り組む必要があります。



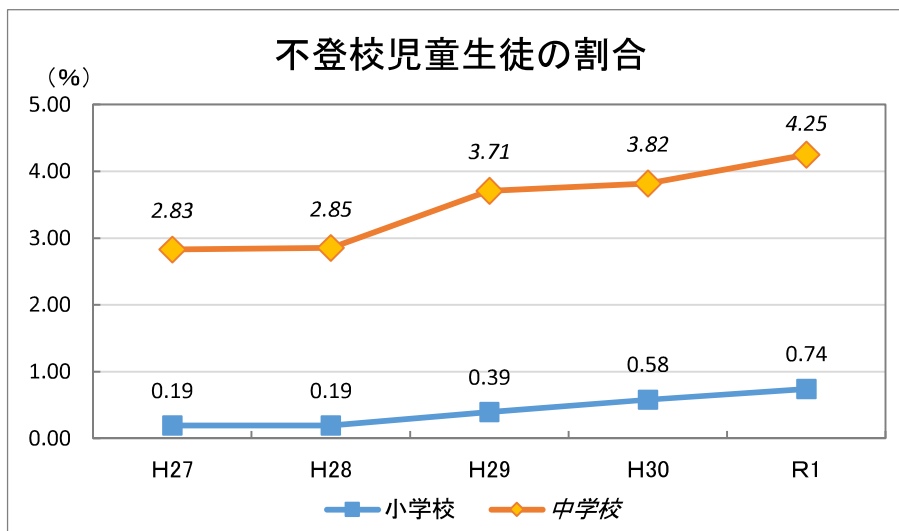
イ いじめ

本市のいじめの認知件数は、全国的な傾向と同様に増加傾向にあります。いじめは、どの子でも、どの学校でも、また学校以外でも起こり得るとの認識のもと、学校・家庭・地域や関係諸機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。



ウ 不登校

本市の不登校の児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校は、さまざまな背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。不登校は、特に中学生から増加する傾向があります。その解消に向けて教育相談活動を充実させ、環境の変化に対応できるように支援するとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

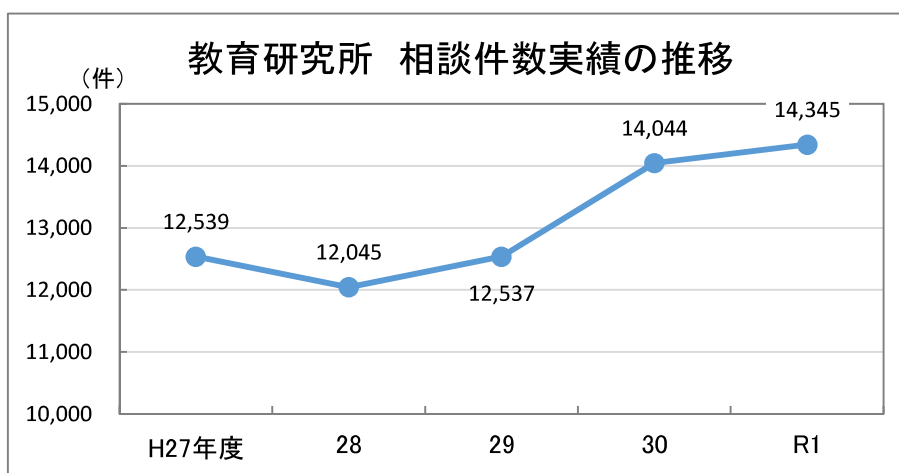


Ⅱ 教育相談

学校教育において生徒指導上の諸問題は、多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成など日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待など心や生命に関わる問題に対しても、引き続き適切な対応が必要です。

本市の教育研究所においても相談件数は増加傾向にあり、平成30年度以降、14,000件を超える相談がありました。

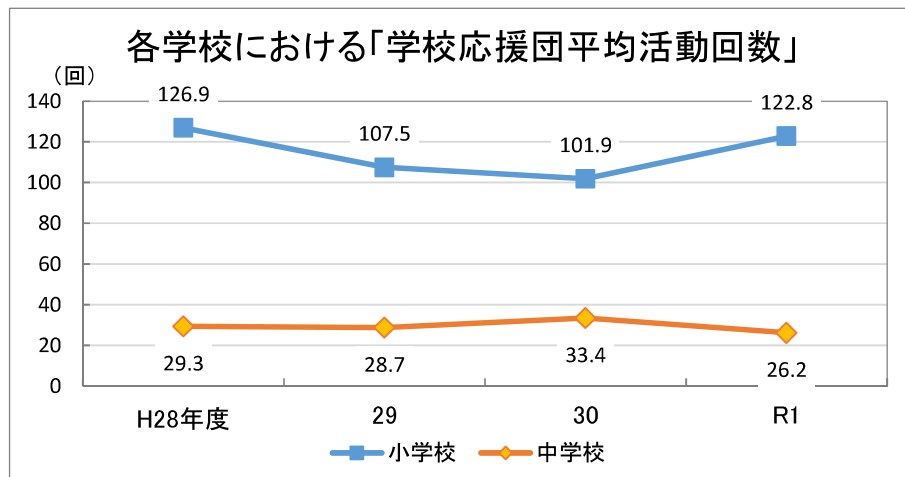
以上のことから、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実が求められます。



オ 地域学校協働活動

子どもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っており、それぞれが役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携・協働して子どもの成長を見守る必要があります。そのためには学校応援団*や放課後子供教室*などの地域の教育力を生かす活動をより充実したものとし、「社会に開かれた学校」づくりを推進していくことが大切です。

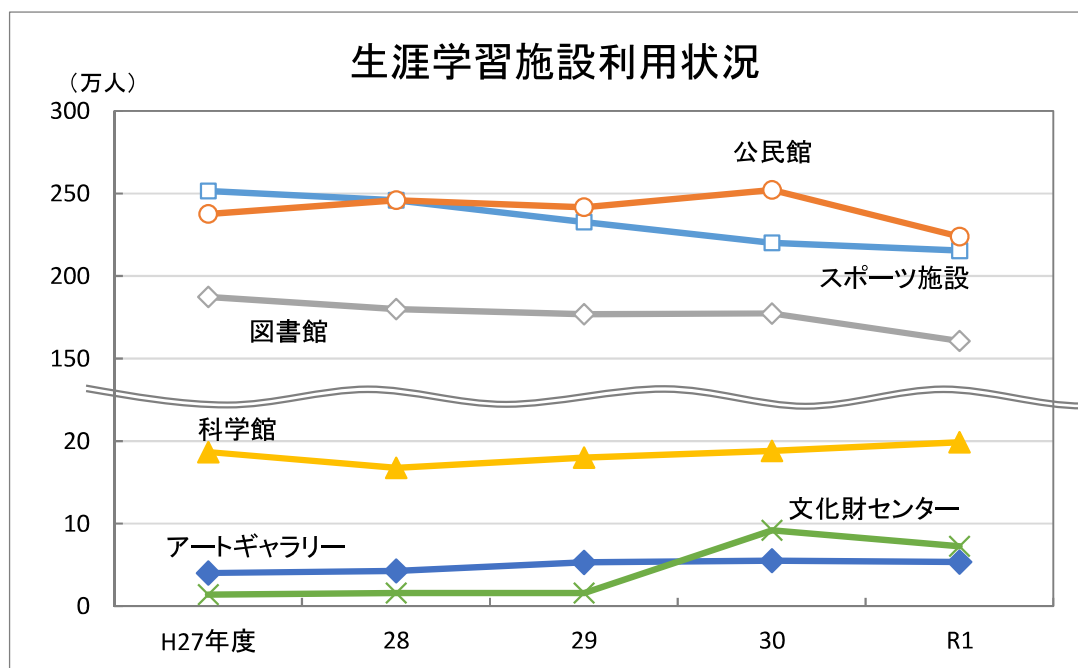
そのため、より多く、より幅広い層の地域住民等の参画によるネットワークの整備を進める必要があります。



(3) 生涯学習活動

知識基盤社会*といわれる今日、急激な社会変化の進展に伴い、個人の要望と社会的な要請は多種多様化しています。本市の生涯学習活動は、中核的な社会教育施設としての公民館（35施設、類似施設を含む）、図書館（7施設）を中心に博物館類似施設としての科学館、文化財センター、アートギャラリー、スポーツ施設（スポーツセンター（8施設）、青木町公園総合運動場、体育武道センター、体育館（2施設）、スポーツ専用施設（18施設））において、多くの市民が参加して活発に進められています。

これらの施設では、市民が自発的、主体的にいつでも学び活動できるよう多種多様な事業を展開しています。一般教養、趣味・実技に関するものから、専門性の高い分野や健康増進・高齢社会・環境問題・国際化・情報化等の社会的・現代的課題をテーマとした内容等、さまざまな分野の学習機会の提供を行っています。また、施設において活動するさまざまなグループや個人に対し、多様な情報・教材・資料の提供や学習相談、事業などの助言を通じて、市民の自主的な学習活動を支援しています。



各年度施設利用者数

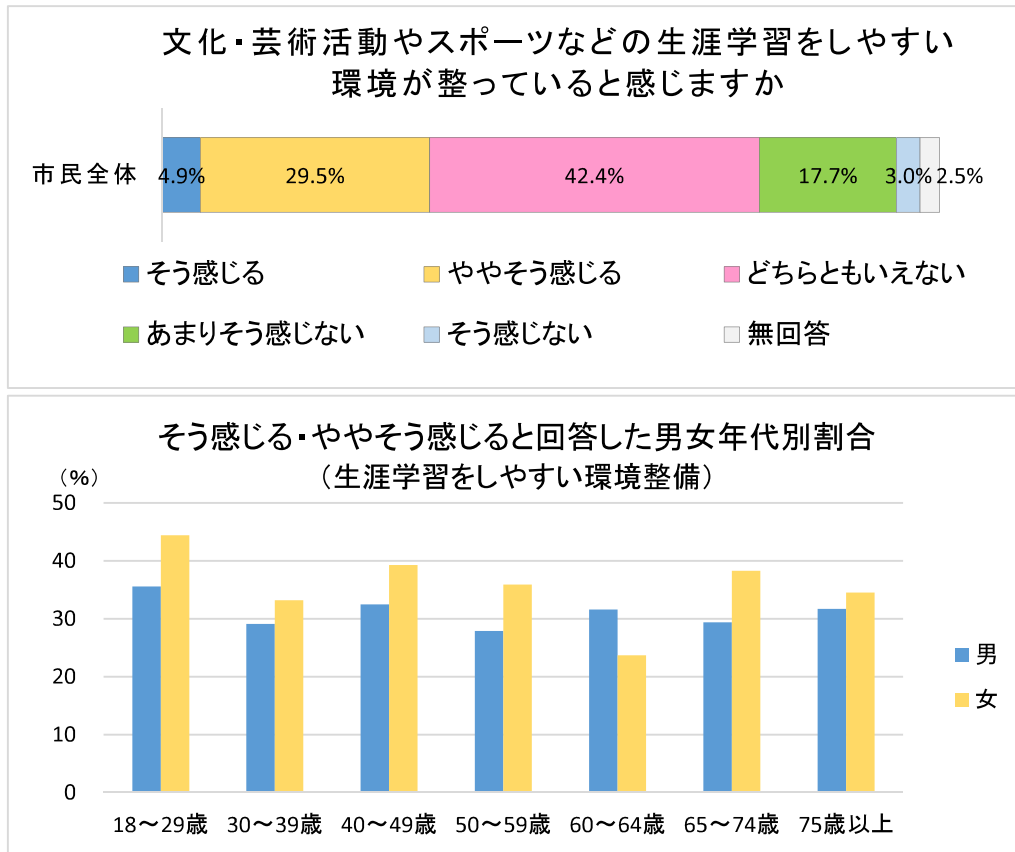
(単位：人)

	H27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	R元年度
スポーツ施設	2,516,516	2,460,904	2,326,647	2,201,351	2,154,439
公民館	2,376,472	2,459,298	2,418,118	2,521,240	2,240,811
図書館	1,873,866	1,800,432	1,769,106	1,774,491	1,608,239
科学館	186,641	167,691	180,174	188,036	198,959
アートギャラリー	40,178	42,737	53,239	55,100	53,430
文化財センター	13,976	15,842	16,049	92,151	72,625

令和2年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「生涯学習をしやすい環境が整っている」と感じる市民（そう感じる、ややそう感じると回答した人の割合）は、全体で34.4%となっています。属性別では、18～29歳の女性で40%を超えているものの、それ以外は20～30%台と低い傾向がみられます。

今後は、時代の変容に合わせ、市民の要請に応えた多種多様な事業のさらなる充実を図るとともに、利用者が求める知的欲求等への支援と効率的なより質の高いサービスの追及に継続して取り組む必要があります。

また、今後、学校や地域関係諸機関や企業との連携を図り、さらなる事業の充実とネットワーク化を推進し、利用者に対する支援やサービスの向上に努めていく必要があります。



令和2年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（令和2年8月）

（4）地域の文化・歴史資源

現在市内には、川口の歴史や文化を知る上で貴重な、建造物や絵画・彫刻・書跡・典籍・古文書・考古・歴史資料等の有形文化財、地域に残る伝統芸能等の民俗文化財、記念物など、有形・無形の歴史的資源としての文化財が多く残されています。

その中でも、特に、歴史上、学術上貴重なものについては、国、県、市において、文化財指定(令和2年現在：160件)を行うことにより保護に務め、市民共有の財産として、未来への保存継承を行っています。

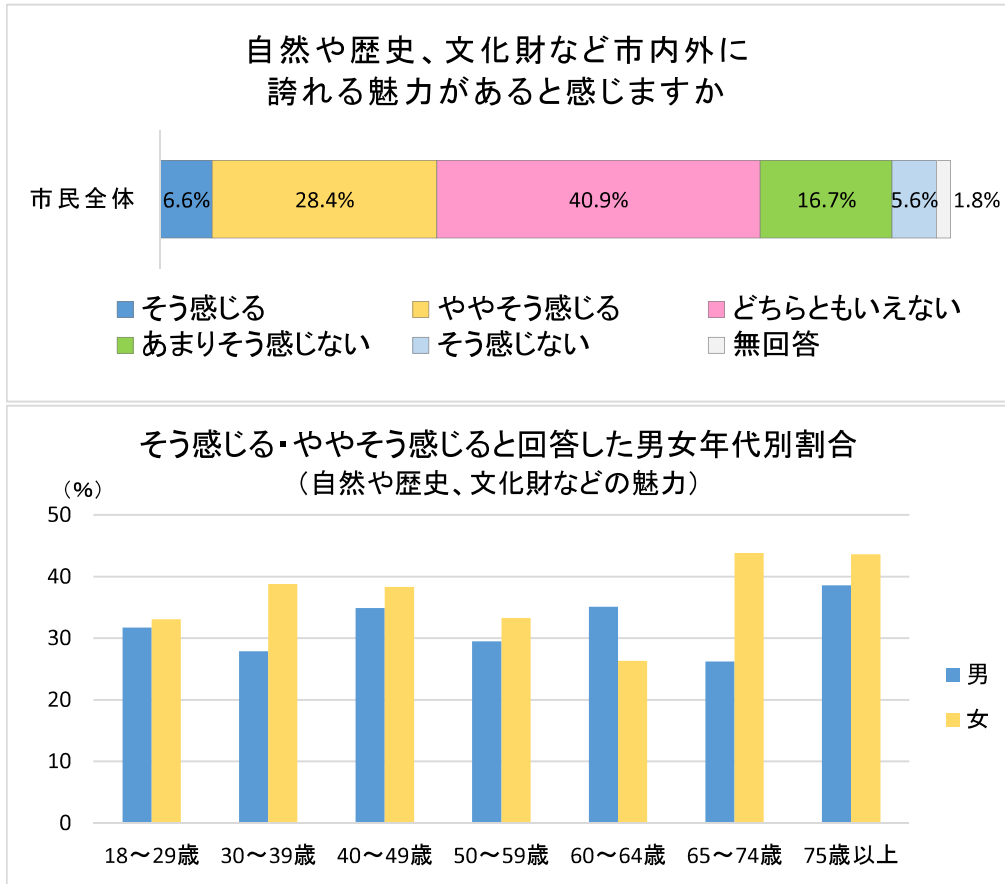
■市内に所在する指定等文化財

令和2年3月31日現在

種 別		国	県	市	計
有形文化財	建 造 物	1：旧田中家住宅	2	7	10
	絵 画		2		2
	彫 刻		5	6	11
	工 芸 品		4	7	11
	書跡・典籍・古文書		3	15	18
	考 古 資 料			8	8
	歴 史 資 料			29	29
民俗文化財	有形民俗文化財	1：木曾呂の富士塚		21	22
	無形民俗文化財*			6	6
記 念 物	史 跡	1：見沼通船堀	2	8	11
	旧 跡		4		4
	名 勝			1	1
	天然記念物		1	5	6
国 登 録 有 形 文 化 財		17：川口市母子福祉センター （旧鋳物問屋鍋平別邸） 十一屋北西商店 永瀬昌文家住宅 永瀬孝男家住宅 大泉家住宅 旧森龍織物			17
県 選 定 重 要 遺 跡			4		4
合 計		20	27	113	160

令和2年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「自然や歴史、文化財など市内外に誇れる魅力がある」と感じる市民（そう感じる、ややそう感じると回答した人の割合）は、全体で35.0%となっています。属性別では、女性の30～40代と65歳以上、男性の75歳以上で40%前後と比較的高いものの、それ以外では20～30%台と低い傾向がみられます。

そのため、今後も引き続き、市内にある文化財のさらなる調査及び指定の推進を通じ、その保護・保存に努めるとともに、文化財センター等において、これらを市民をはじめとして多くの方々に広く紹介する特別展覧会や企画展覧会を計画的に実施することにより、市民共有の財産としての文化財の価値や重要性を啓発する必要があります。



令和2年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書（令和2年8月）

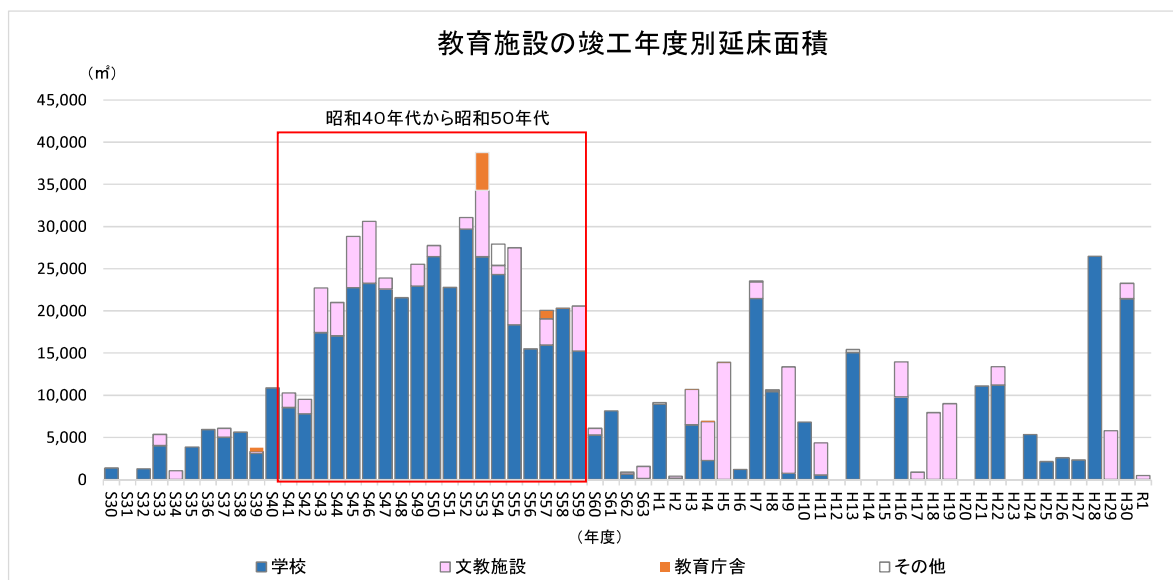
(5) 教育施設

本市の教育施設は、主に学校施設と文教施設（公民館等）からなっており、その多くが高度経済成長期後半の昭和40年代から昭和50年代に集中的に整備しています。

今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎える時期が到来しますが、本市では、将来、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加が想定されることから、施設の更新に必要な費用の確保が課題となっています。

このことから、現在の施設の総量や規模及び配置のままでは、既存の施設を維持していくことは非常に困難な状況です。そのため、川口市公共施設等総合管理計画に基づき、適正な施設の総量や規模及び配置を検討する必要があり、この考えに基づき本市の教育施設では、これまでに市立高等学校3校の統合や、小学校と公民館との合築、婦人会館と青少年会館との統合等に取り組んできました。しかしながら、施設の経年劣化は年々進行することから、今後も引き続き、適正な施設の総量や規模及び配置を検討していく必要があります。

加えて、施設が本来有すべき安全性や快適性を維持するとともに、安定した市民サービスを提供し続けていくことが求められることから、今後の施設の維持管理・更新にかかる費用負担の軽減を図るため、各施設の中長期的な保全計画に基づき、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用を促進し、施設の更新時期及び更新費用の平準化を試みていく必要があります。



第4章 川口市の教育のめざすべき姿

<基本理念>

『一人ひとりが輝く、しなやかさとたくましさを
そなえた人材を育てる 川口の教育』

少子高齢化やグローバル化の進行、さらなる技術革新の進展などにより、私たちが暮らす社会は過去に経験をしたことがない状況に直面し、変化の激しい社会を生き抜くためには、教育の果たす役割が益々大きくなっています。

こうした状況の中、「いつの時代においても変わらない本質的なものは守りつつも、時代の変化に適応していくことが重要であること」という不易流行*の考えのもとに、学校教育においては、引き続き学校の教育力と指導力の向上を図り、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。さらに、社会の急激な変化を踏まえ、子どもたち一人ひとりが課題の解決に向けて粘り強く追究するたくましさを持ち、他者との対話を通じて多面的・多角的に物事を捉え、柔軟に考えを広げ深めることができるしなやかさを身に付けた子どもたちの育成をめざします。

また、生涯学習においては、市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対して、自己実現をめざすための支援を引き続き行い、お互いが尊重・理解し合いながら一人ひとりの個性や魅力を伸ばすことをめざします。さらに、市民一人ひとりが生涯にわたる学びを通じて豊かな人間性を育み、様々な社会の変化を乗り越え、活力ある地域社会を築くことができる人材の育成をめざします。

『一人ひとりが輝く』

人はそれぞれ違った個性や能力を持っています。その個性や能力を伸ばし、社会の一員としてそれぞれの居場所を見つけ、自分らしく生きることが、一人ひとりが輝くことに通じます。

そのため、知・徳・体の調和のとれた人間形成を進め、自らの人生を切り開き、より充実したものにしていくことができる力を養うことで、市民(子どもから大人まで)一人ひとりが輝く教育をめざします。

『しなやかさとたくましさそなえた人材』

課題解決に向けて粘り強く追究するたくましさ、他者との対話を通じて柔軟に考えを広げ深めることができるしなやかさをそなえるためには、問題発見、課題解決、コミュニケーションなど、どんな時代も変わることはない力を一人ひとりが身に付けることが重要となります。

そのため、周囲の様々な事象に関心を持つ好奇心を育むとともに、生涯を通じて学び続けられる基礎的な力を養うことで、自らの「学び」を創り出していくことができる市民(子どもから大人まで)を育てることをめざします。

＜基本目標＞

1 子どもがのびのび学べる環境づくり

子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて、自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

2 子どもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

3 市民が自己実現をめざせる環境づくり

自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

4 地域におけるさまざまな資源の活用

歴史的資源をはじめとするさまざまな地域資源・人材を掘り起こし、教材化を図ったり、広く周知を図ったりすることで、児童生徒、市民の社会や郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を一層高めます。

5 教育行政経営の基盤強化

教育関連施設を教育行政の資源と捉え、安全かつ適正に整備することにより、教育行政経営の基盤強化を図るとともに、効率的な管理・運営を行うことにより、良好な教育環境のもとで市民の、自己教育、相互教育の発展をめざします。

第2編 各論

第1章 子どもがのびのび学べる環境づくり

子どもたちが、さまざまな体験や学びを通じて、自身の夢や希望を持ち、積極的に挑戦し続けられるよう、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

関連する主な
SDGs*のゴール



【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

(1) 幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

(2) 確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

- ア 一人ひとり確実に伸ばす教育の推進
- イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成
- ウ グローバル化に対応する教育の推進
- エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進
- オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成
- カ 特別支援教育*の充実
- キ 一人ひとりの状況に応じた支援

(3) 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

- ア 豊かな心を育む教育の充実
- イ 生徒指導の充実
- ウ 人権を尊重した教育の推進
- エ 健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進
- オ 体力の向上と学校体育活動の充実

【施策2】高等学校教育の充実

(1) 高等学校教育の推進

- ア 魅力ある高等学校づくり
- イ 中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり

【施策1】幼稚園・小学校・中学校教育の充実

（1）幼児教育の充実

ア 幼児教育の推進

■ 現状と課題 ■

幼児の生活に関して基本的な生活習慣の乱れなどが指摘されており、幼児教育の重要性が高まっています。また、家庭では、子育てについて悩みや不安を抱える状況がみられ、家庭の教育力の向上が課題となっています。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を形成する大切な役割を果たしており、幼稚園においては家庭・地域と連携・協力し、子どもたちが適切な教育を受けられるよう、さまざまな教育活動の充実を図ることが極めて重要です。

また、小学校生活に適應できない「小1プロブレム*」に対応し幼児期の教育と小学校の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との十分な連携を図ることが課題となっています。

幼稚園等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を行うことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆子育ての目安「3つのめばえ*」を活用し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- ◆幼児一人ひとりの望ましい発達を促す教育を推進し、指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。
- ◆発達や学びの連続性を視野に入れた幼児教育を充実するため、接続期プログラム*を活用し、家庭や地域、小・中学校と連携・協力した幼児教育を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 「生きる力」の基礎を育む幼児教育の推進

- 幼稚園教育要領*のねらい及び内容を踏まえ、幼稚園において適切な環境を構成し、幼児の興味や関心、発達の実情に応じた主体的な遊びを通して、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。
- 子育ての目安「3つのめばえ*」を活用し、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点について、子どもたちの小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。

2 幼児教育の指導内容・指導方法の工夫・充実

- 市立幼稚園においては、指導主事*の幼稚園訪問での指導助言や研修会等を通して、幼児一人ひとりの発達に対応した指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。

3 小・中学校と連携した幼児教育の推進

- 接続期におけるカリキュラムの工夫・改善を図り、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに、幼稚園教員と小学校教員との相互交流や合同研修会の開催、幼児と児童のさまざまな交流体験などを促進し、学びの連続性を視野に入れた小学校への滑らかな接続を図ります。
- 幼稚園・保育所等と小学校との連携を深めるとともに、幼稚園・小・中学校における学校間連携の研究を通し、子どもたちの発達を見通した教育の充実を図ります。



絵本の読み聞かせの様子

（２）確かな学力と自立する力の育成を図る義務教育の充実

ア 一人ひとりを確実に伸ばす教育の推進

■ 現状と課題 ■

情報化やグローバル化の進展、AI*の進化などが社会にもたらす産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等により、子どもたちが活躍する将来において、新しい価値を生む社会、人の可能性が広がる社会など、新たな社会モデルをめざしていく必要があります。社会の変化を正確に予測することが困難なこれからの時代を生き抜くためには、子どもたち一人ひとりが、主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓く力が重要になります。

そのためには、平成29年度告示の学習指導要領*に基づき、思考力・判断力・表現力等の確かな学力の育成、自らを律しつつ他者を思いやる心などの豊かな心の育成、心身ともに健康で健やかな体づくりなど知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成が重要です。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒には、個別の指導計画により、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が求められます。

これからの教育は、持続可能な社会の発展を支える人材を育てていくうえで、今まで以上に、児童生徒一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育が大切となります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆全国学力・学習状況調査*及び埼玉県学力・学習状況調査*の結果を分析し、児童生徒一人ひとりの学力向上と学校の課題改善に取り組みます。
- ◆「川口市学力向上支援事業*」を推進し、児童生徒一人ひとりの学習意欲を高め、学力の向上を図るとともに指導内容・指導方法の工夫・改善を進めます。
- ◆児童生徒一人ひとりの知・徳・体の調和のとれた人間形成に向けた教育の研究・実践に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 全国学力・学習状況調査*や埼玉県学力・学習状況調査*の活用

- 全国学力・学習状況調査*や埼玉県学力・学習状況調査*を活用し、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能の定着状況や、思考力・判断力・表現力及び学習意欲・態度を把握し、児童生徒一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導を進めます。
- 児童生徒一人ひとりの学力の経年変化を的確に把握することにより、指導の改善につなげます。

2 川口市学力向上支援事業*の推進と指導内容・指導方法の工夫・改善

- これまでの学力向上支援事業（川口漢字チャレンジ検定*、手づくり社会科マップコンテスト*、理科オリンピック*、小学校低学年基礎学力定着度調査*）を発展・充実させ、児童生徒一人ひとりの基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、学習意欲の向上を図ります。
- 学力向上を重点においたさまざまな形態の教職員研修や学校訪問による授業研究等を通じて、教員の授業力の向上に取り組めます。特に、各学校のニーズに合わせた要請訪問により、教員の授業力の向上や授業改善に取り組み、各学校を支援します。
- 中学校の英語の授業において、英語教授法の一つである 5 ラウンドシステム*を導入し、自分の考えや思いを英語で表現できる子どもたちの育成をめざします。

3 児童生徒一人ひとりを確実に伸ばす教育の研究・実践

- 川口市児童生徒学力向上推進委員会、徳力*向上推進委員会、体力向上推進委員会、ライフスキルかわぐち推進委員会を通して、児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成、豊かな心の育成、健やかな体の育成を図っていきます。
- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握したうえで必要な支援を検討し、将来に向けた自立と社会参加を視野に入れて指導内容を工夫します。



理科オリンピック

イ 新しい時代に求められる資質・能力の育成

■ 現状と課題 ■

複雑で予測困難なこれからの時代においては、変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活を人間ならではの感性を働かせてより豊かにする人材や、主体的な学びや多様な人々との協働を通じ、複雑化・多様化した社会の課題解決につなげていくことができる人材を育てていくことが重要です。

こうした状況を踏まえると、自ら問題を発見し解決する力と、困難を乗り越える精神力、十分な知識・技能を基盤として、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく思考力・判断力・表現力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度などを発達の段階に応じて児童生徒に育成していくことが必要です。

以上のことから本市では、教育委員会と小・中学校が一体となって、児童生徒に対して、どのような資質・能力の育成をめざすのかを明確にしながら、発達の段階や特性を踏まえつつ、生きて働く「知識及び技能」が習得されること、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」が育成されること、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」が涵養されることを、バランスよく実現できる授業改善を進めていくことが重要となります。

また、ICT*の活用や創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することで、児童生徒が持続可能な未来の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を効果的に育むことも必要となります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆川口市学力向上推進プラン*に基づき、教育委員会と市立小・中学校が一体となって、児童生徒の思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- ◆一人ひとりの志、能力、適性等に応じた多様な教育の機会を提供することで、資質・能力を最大限に伸ばしていきます。

■ 主な取り組み ■

1 「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善の推進

- 児童生徒が問いを持ち、発見した課題に対応するため知識・技能を駆使して、課題解決に向けて、主体的・協働的に学ぶことで、学びの質を高め、学びが深まるなど、これまでにない大胆な授業改善を推進します。
- 本市が協定を結んでいる大学や研究機関等と連携して、児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、知識基盤社会*を生き抜いていくための基礎となる力を育成します。

2 指導内容・指導方法の工夫・改善

- 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けた教育課程を着実に実施するため、研修会や指導資料を充実させ、各学校における指導内容・指導方法の工夫・改善を推進するとともに、学習評価を含むカリキュラム・マネジメント*の確立を図ります。
- 学習内容や児童生徒一人ひとりの学習状況を踏まえ、個々の学習データ分析に基づく個別学習や協働学習など、ICT*を活用した学習を推進します。

3 創意工夫を生かした特色ある教育活動

- 川口の伝統や文化を学ぶ教育活動を取り入れ、これから世界で生きていくうえで必要な故郷の文化や歴史、伝統を背景としたアイデンティティ*を児童生徒に確立させます。
- 川口市立芝西中学校陽春分校では、夜間中学校として生徒の学び直しの意欲や様々な学びのニーズに応え、全国に誇れる、新しい時代にふさわしい教育活動を推進します。
- 本市がこれまで行ってきた手づくり社会科マップコンテスト*、理科オリンピック*、イングリッシュサマーキャンプ*等をさらに発展させ、優れた才能を有する児童生徒の個性を伸長する取り組みを推進します。



授業の様子

ウ グローバル化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

政治、経済、社会、文化等様々な分野にわたるグローバル化の進展に伴い、国際社会の中で生きる力がますます大切となることが想定されます。

そこで、我が国が国際社会の一員として、主体性をもって積極的にその役割を果たし、世界の平和と発展に貢献する人材を育成する教育が求められています。

また、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野をもって地域社会の課題を解決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の重要性も高まっています。

このように、地球規模で多様化が進む中で、子どもたちが「生きる力」を身に付け、さまざまな課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立することができる資質・能力の育成が必要です。

■ 施策の方向性 ■

◆グローバル化の進展に対応する力を育む教育を推進するとともに、小・中学校、高等学校における外国語活動、外国語科の授業及び国際理解教育*の充実を図ります。

◆働くことの意義や好ましい職業観を育成するため、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育*を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 グローバル化に対応する教育の推進

- グローバル化に対応する教育や児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語活動、外国語科の授業の充実に向けて、教員の指導力や専門性の向上、外国語指導助手や小学校における外国語専科指導教員の適切な配置等に取り組めます。
- 中学校外国語科（英語）においては、教科書を効果的に活用する指導法である5 ラウンドシステム*を軸とした授業改善に取り組み、「自分の考えや思いを英語で表現できる生徒」を育成します。
- 小学生イングリッシュサマーキャンプ*を実施し、実際のコミュニケーションにおいて英語を活用できる基礎的な技能を高めます。
- 本市在住の生徒を海外に派遣したり、外国の生徒の受け入れを行ったりすることにより豊かな国際感覚と日本人としての自覚や責任を身に付け、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養い、グローバル社会に貢献できる人材を育成します。

2 キャリア教育*の推進

- 児童生徒が主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けることができるよう、教育活動全体を通じて、発達の段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育*を推進するとともに、家庭や地域・企業などと連携した取り組みを推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の職業観・勤労観を育成します。
- 地域や産業界、関係機関と一体となって、川口の元気夢わーく体験事業*（職場体験活動）を実施します。
- 中学校においては、より適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を促進します。



海外派遣（オーストラリア）



川口の元気夢わーく体験事業

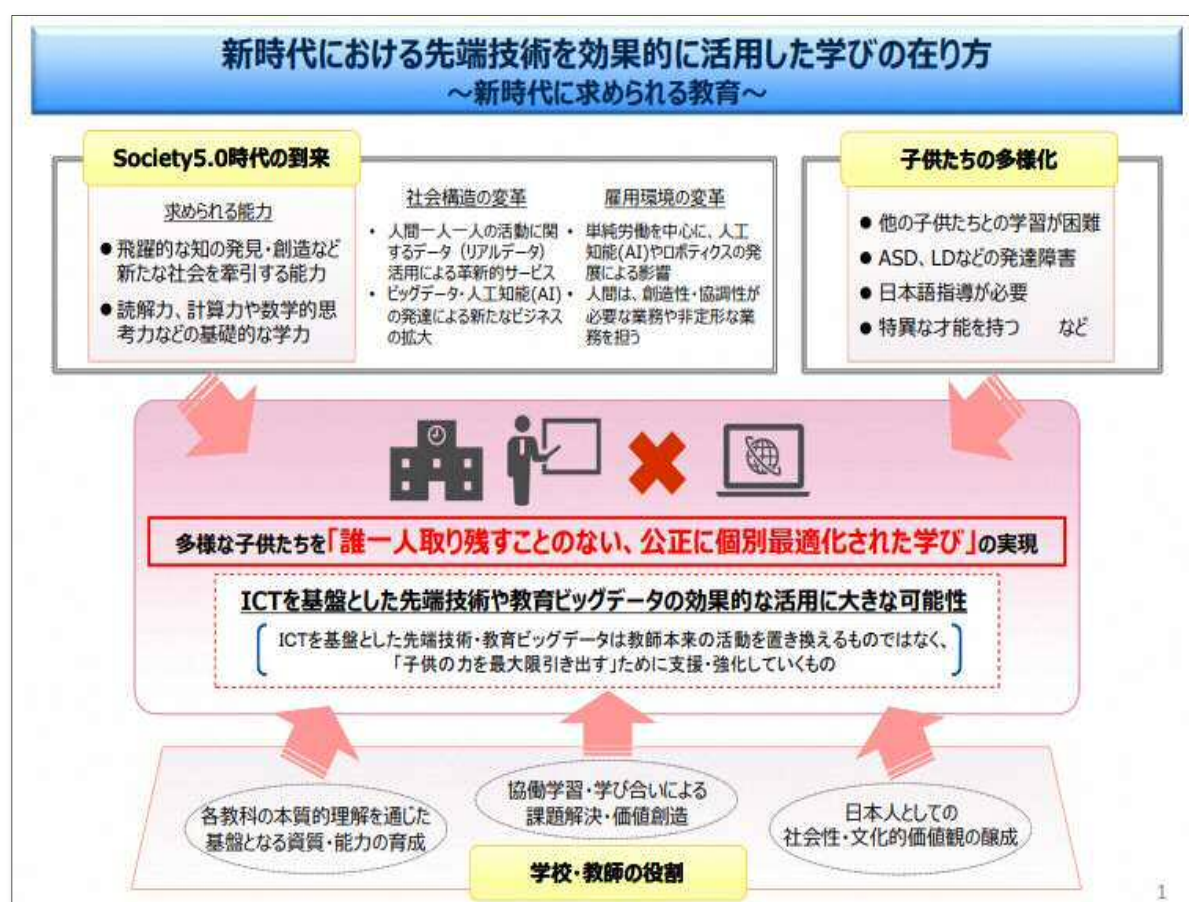
エ 技術革新や時代の変化に対応する教育の推進

■ 現状と課題 ■

これから迎える「Society 5.0*」時代においては、人工知能（AI*）により必要な情報が必要な時に提供されるようになり、膨大なデータから最適解を導き出すことが可能となるといった大きな変革がもたらされるようになります。

このような状況においては、社会のあらゆる場所で ICT*の活用が日常となることがうたわれており、教育においても、新時代に即した能力の育成や、ICT* 技術を活用した教育政策の推進等が必要となってきます。

こうした状況を踏まえて、文部科学省が示す「GIGA スクール構想*の実現」に伴い、従来の一斉指導だけではなく、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む教育の実現が求められています。



【概要】新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）文部科学省 HP より引用

■ 施策の方向性 ■

- ◆情報及び情報手段を主体的に選択し、適切かつ安全に活用していくための情報活用能力を育む情報教育を推進していきます。
- ◆主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善に向けた各教科等の指導における ICT*活用を促進していきます。
- ◆校務の ICT*化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 情報活用能力の育成

- 児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるために、学習指導要領*に位置付けられている3項目（「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」）を指導計画に記載し、学習活動の充実を図ります。
- 各学校の教育課程を「情報活用能力の育成」の視点から見直し、教科横断的な教育活動を推進します。

2 各教科等の指導における ICT*活用の促進

- 教員の ICT*を活用した指導力の向上を図るために、教職員研修や授業研究等を実施し、教員の ICT*を活用した授業力の向上に取り組みます。
- 小・中学校の学校訪問において ICT*を活用した授業を1コマ以上実践することにより、指導助言や研修会等を通して、児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導内容・指導方法の工夫・充実を図ります。
- 学習者用ツールにクラウド型サービス*を導入することで、児童生徒が家庭(自宅)においても ICT*を活用した家庭学習ができる環境の実現をめざします。
- 多様性のある学習や専門性の高い授業等を実現する観点から、離れた場所にいるゲストティーチャー*の活用など遠隔教育の推進を図ります。

3 校務の情報化の推進

- GIGA スクール構想*における導入端末を活用し、学校での会議や研修の実施形態や方法の効率化を推進します。
- GIGA スクール構想*における導入端末を活用し、オンラインによる研修を推進します。
- 教員の長時間勤務を解消するために導入されている統合型校務支援システム*の活用事例を教員向け研修を通して周知し、さらなる活用を図ることで学校における校務の負担軽減を進めます。

オ 主体的に社会の形成に参画する力の育成

■ 現状と課題 ■

社会の様々な課題を解決し、持続的な発展をめざすためには、一人ひとりが主体的に社会と関わっていくことが大切です。しかし、2019年に日本を含めた9か国を対象に実施された「第20回18歳意識調査テーマ：国や社会に対する意識」では、「自分で国や社会を変えられると思う」との問いに対し「はい」と回答した割合は、日本では18.3%と、9か国中最低でした（「日本財団『18歳意識調査』調べ」）。

また、平成28年には選挙権年齢が満18歳に、令和4年度からは成年年齢が満18歳へと引き下げられ、若年者が社会形成に参画する機会は今後増えていきます。しかし、「若年者の低投票率」など若年者の社会参加には課題がみられ、実際に川口市でも若年者の投票率は低位のまま推移しています。

そこで、小・中学校の段階から児童生徒の政治や選挙への関心を高めたり、消費者としての基本的な知識や消費者市民社会の重要性についての考え方を身に付けたりすることが大変重要です。

加えて、環境問題や資源・エネルギー問題など持続可能な社会をめざして解決すべき課題は山積しており、これらの課題を解決し、よりよい社会を築き上げるために、学校教育の中で児童生徒一人ひとりが主体的に社会の形成に参画する力を育成していく必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆政治や選挙に対する関心を高め、政治に参加するための自覚を育成するとともに、よりよい社会を実現していくうえで主権者として必要なことを多面的・多角的に考え、課題を主体的に解決しようとする態度を育成する主権者教育*を推進します。
- ◆自立した消費者の育成及び消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性についての理解及び関心を深めるため、体系的な消費者教育*を推進します。
- ◆持続可能な社会づくりの担い手を育成するために、環境、経済、社会、文化などの様々な課題への取り組みをベースとし、各教科領域から総合的に取り組む「持続可能な開発のための教育（ESD）*」を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 主権者教育*の推進

- 政治に参加するための自覚を育成するために、小・中学校の授業で、政治的中立性に配慮しながら模擬選挙やディベート*などを取り入れたり、政治や税の役割などについて学んだりするなど、学習指導要領*に基づき主権者教育*を推進します。また、これらの事業を行う際には、外部機関等と連携し、より効果的な学習を進めていきます。

2 消費者教育*の推進

- 児童生徒の発達の段階に応じて、家庭科、社会科を中心に各教科等において自立した消費者の育成などをめざした消費者教育*を推進していきます。

3 環境教育及び持続可能な開発のための教育（ESD）*の推進

- 環境への理解を深め、環境を大切にする心と態度を育成し、環境の保全に向けて主体的に行動できる実践的な態度や資質能力の育成をめざした環境教育の充実に努めます。
- 児童生徒の発達の段階を踏まえ、持続可能な社会を作り上げるために家庭や地域社会、NPO等との連携を図り、自然や社会の中での体験的活動を通して、持続可能な開発について考える授業を推進します。



模擬選挙

カ 特別支援教育*の充実

■ 現状と課題 ■

国においては、障害者の権利に関する条約の批准を受け、障害のある子どもが障害のない子どもとともに学ぶことを大切にするとともに、共生社会をめざした「インクルーシブ教育システム*の構築に向けた取組」や「切れ目のない支援」の充実を図るため、その環境整備が推進されています。

本市では、これまでに国や県の動向を踏まえながら、「障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支えあう共生社会」の実現をめざし、ノーマライゼーション*の理念に基づく教育を推進しています。

現在、市内幼稚園・小・中学校においては、発達に課題のある幼児児童生徒が増加傾向にあり、一人ひとりの課題に対するニーズも多様化しています。特別支援教育*を充実させるためには、通常の学級担任のさらなる特別支援教育*への理解、特別支援学級*担任や通級による指導担当教員の専門性の向上、校内支援体制の構築、施設設備等の充実、さらには、関係諸機関との連携を図り、早期からの適切かつ切れ目のない支援をどのように充実していくかが、喫緊の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆インクルーシブ教育システム*の構築に向けて、特別支援学級*の設置と特別支援教育*の推進のための体制整備の充実を図ります。
- ◆特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な支援の充実を図ります。
- ◆早期からの切れ目のない教育的支援ができるように、関係諸機関との連携を強化します。
- ◆教員の専門性の向上を図り、一人ひとりの能力や特性を生かした効果的な指導の充実に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 特別支援学級*の設置と特別支援教育*の推進のための体制整備

- 拠点校方式*を取り入れた小集団での活動機会の場の確保、特別支援学級*に在籍する児童生徒数の推移や通学距離の適正化を勘案しながら、特別支援学級*の設置を計画的に進めます。

- 通常の学級に在籍する発達障害及び、難聴・言語障害に関して支援の必要な児童生徒のための通級指導教室の整備及び支援体制の充実を図ります。
- どの児童生徒にも「わかる」「楽しい」が実感できるユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた学習環境を構築し、ユニバーサルデザイン*の視点が導入された授業を展開します。
- 発達障害を含む障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備します。

2 特別な配慮を要する幼児児童生徒への適切な支援の充実

- 特別な配慮を要する幼児児童生徒の学習の支援を効率的に実施するために、特別支援教育支援員、特別支援学級等補助員の専門性を向上させ、手厚い支援体制の充実を図ります。
- 学級担任への支援方法や保護者へのアドバイスなど、専門的な見地からの助言を行う特別支援教育アドバイザー*による巡回教育相談の一層の充実を図ります。

3 関係諸機関と連携を図る就学支援体制の充実

- 早期からの切れ目のない支援ができるように、子ども発達相談センター等関係諸機関と連携を密に図りながら就学相談体制を充実させます。
- 一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることのできる学びの場について、就学支援委員会等において多面的に検討し、適切な相談・支援を行います。

4 教職員の専門性の向上

- 特別支援教育*に関わる教職員研修を充実させ、教職員一人ひとりの専門性を向上させます。また、全ての市立小・中学校において、特別支援教育コーディネーター*を中心に、校内体制を整備し、校内支援委員会の開催や一人ひとりの課題に対応した支援方法を学ぶための校内研修等を充実させます。

5 交流及び共同学習の充実と支援籍学習*の推進

- 障害のある子どもと、障害のない子どもと一緒に学ぶ機会を積極的に設けるため、授業交流や学校生活におけるあらゆる場面での交流を推進します。また、特別支援学校や特別支援学級*と通常学級との連携も図り、年間指導計画に基づいた支援籍学習*等の交流及び共同学習も積極的に推進します。

キ 一人ひとりの状況に応じた支援

■ 現状と課題 ■

近年の市内外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を進めることが一層重要になってきています。

本市の外国人児童生徒については、地域差はありますが、年々増加傾向にあり、外国人児童生徒が学校や学級に複数名在籍しているということは、本市では決して珍しいことではなく、在籍する児童生徒の国籍の多様化も進んでいます。

また、家庭を取り巻く環境についても、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育ての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題とともに経済的な問題を抱えていることによって、子どもへの学力に影響が生じている課題も指摘されています。

さらに、本市では、令和元年度に公立夜間中学（芝西中学校陽春分校）が県内で初めて開校し、学齢期を過ぎた義務教育未修了者等の就学の機会を提供する学校として、多様なニーズに応じた教育を展開しており、今後もその役割へ期待が高まっているところです。

■ 施策の方向性 ■

- ◆帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒へ、きめ細かに支援します。
- ◆社会経済的な背景などにより学力に課題がある児童生徒への教育を支援します。
- ◆夜間中学（芝西中学校陽春分校）における教育活動の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 日本語指導が必要な児童生徒への教育支援の充実

- 帰国児童生徒・外国人児童生徒などが、日本の学校生活を理解し、生活や学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語の指導を行うための体制を充実させます。
- 日本語の指導を行うための教員等が配置されていない学校に対する日本語指導体制の充実を図り、市内のどの地域に住んでいても日本語の指導・支援が受けられるよう体制の整備を進めます。
- 増加する初来日の外国人児童生徒への指導・支援を充実させるために、教育研究所における日本語指導教室の運営体制の充実を図るとともに、全ての学校と連携・分担体制を構築します。
- 帰国児童生徒・外国人児童生徒へ適切に指導・支援ができる専門性の高い教員の育成をめざして、日本語指導に関する研修の充実を図ります。

2 学力に課題のある児童生徒への教育支援の推進

- 社会経済的な背景などにより学力の定着に課題のある生徒を支えるため、地域の人材を活用した中学生学力アップ教室事業*等、学校への教育支援を推進します。
- 学力の定着に課題を抱える児童生徒を支えるため、県の学力向上事業との連携も含めた学校への教育支援を推進します。

3 夜間中学設置による様々なニーズへの支援の推進

- 教育課程を充実させるなど、多様な学びのニーズに応える教育活動を推進します。
- 学校訪問や研修等をとおして、教員の幅広いニーズに対応する力や教科等指導に関する専門性を高めます。

(3) 豊かな心と健やかな体の育成を図る義務教育の充実

ア 豊かな心を育む教育の充実

■ 現状と課題 ■

家庭の教育力の低下や地域コミュニティの弱体化とともに、自尊感情や規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体が多様化する中で、答えが一つに定まらない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。

このような中、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。そのため、家庭と連携し、「特別の教科道徳」（以下、「道徳科」という）を要とした学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進することが求められています。

また、子どもたちは、他者との関わりや社会、自然環境の中での体験が不足しています。思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育む体験活動等が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆道徳科の特質についての理解に基づき、各学校において、道徳教育に関する全校的な指導体制を確立するとともに、いじめ問題や生命尊重等、様々な道徳的課題に子どもたちが向き合う「考え、議論する道徳」の授業の充実を図り、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進します。
- ◆川口市児童生徒徳力*向上推進委員会、ライフスキルかわぐち推進委員会を設置し、子どもたちの心を育む研究を推進し成果を発信します。
- ◆子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、川口の元気夢わーく体験事業*やライフスキルかわぐちを推進します。
- ◆子どもたちが、自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣の定着を図るために、学校・家庭・地域における子どもたちの読書活動を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 道德教育の充実

- 道德科の特質についての理解と実際の指導に資する研修を実施し、各学校における授業を一層充実させるとともに、道德教育を学校の教育活動全体を通じて行えるよう、道德教育推進教師を中心とした校内指導体制づくりを推進します。
- 10月9日を「川口市道德の日」として設定し、各校で道德科の授業公開などを通して道德教育の取り組みを家庭・地域に示すとともに、各校の取り組みを市役所内に掲示して広く市民に発信し道德教育の充実を図ります。

2 子どもたちの心を育む研究の推進

- 川口市児童生徒徳力*向上推進委員会道德部会において、子どもたちの道德性、特別活動部会において、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成する実践研究を推進します。
- ライフスキルかわぐち推進委員会において、日常生活で直面するさまざまな問題に対し、より良い行動ができる力を育成し、児童生徒一人ひとりの自尊感情を育む実践研究を推進します。

3 川口の元気夢わーく体験事業*やライフスキルかわぐちの推進

- 子どもたちに豊かな人間性や社会性を育成するため、道德的实践の場としての川口の元気夢わーく体験事業*等、体験活動の充実を図ります。
- 豊かな体験活動の一環として、今後も、大貫海浜学園、水上自然教室における宿泊体験学習や、職場体験活動・社会福祉体験活動等の充実を図ります。
- 市内全小・中学校で実践されているライフスキルかわぐちの効果的な活用により、学校の教育活動全体を通して子どもたちの自尊感情を育みます。

4 読書活動の推進

- 児童生徒の主体的、意欲的な読書活動を支える学校図書館の図書資料や環境の整備・充実を図ります。
- 司書教諭が中心となり、学校図書館司書を活用した授業や読書活動を行ったり、図書委員の子どもが主体的に関わる取り組みを行うなど、学校図書館の利活用を推進します。
- 各学校における朝読書や読み聞かせ、ブックトークなど子どもが読書に親しむ機会を提供するとともに、川口市立中央図書館など関係機関や家庭・地域との連携を図りながら読書活動を推進します。

イ 生徒指導の充実

■ 現状と課題 ■

子どもたちの非行・問題行動の予防や解決を図るためには、学校・家庭・地域・関係機関との連携をより一層緊密にし、一貫性をもった生徒指導体制を確立することや子どもたちの絆づくりや居場所づくりへの取り組みが必要です。

少年非行については、全体的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たないなど予断を許さない状況にあります。また、携帯電話やスマートフォンなど、SNS*を介してのトラブルが増加傾向にあります。

このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性をもった生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1 プロブレム*」や、「学級がうまく機能しない状況*（いわゆる学級崩壊*）」、「中1 ギャップ*」などへの対応についても継続して取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆校内指導体制を確立し、あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止に取り組みます。
- ◆関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、有害環境から子どもを守る取り組みを行います。

■ 主な取り組み ■

1 生徒指導体制の充実

- 校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、暴力行為などの発生時に組織的に対応する指導体制の充実を図ります。
- 学校の生徒指導上の問題や「小1 プロブレム*」、「学級がうまく機能しない状況*」、「中1 ギャップ*」の解決に向け、指導体制づくりに取り組む学校を支援します。
- スクールカウンセラー*、すこやか相談員・サポート相談員*や教育研究所相談員等との連携を図り、積極的な生徒指導を推進します。

2 学校・家庭・地域・関係機関と連携した非行・問題行動の防止

- 学校と地域、警察、青少年対策室などの関係機関との連携を図り、いじめや非行問題行動を未然に防止するための取り組みを推進します。
- 川口市非行防止対策協議会を開催し、本市における非行・問題行動の現状を明らかにするとともに、学校、警察、青少年健全育成団体と連携を図り、未然防止、再発防止に取り組みます。
- 川口市補導会や川口市生徒指導委員会を通して、各学校間と家庭・地域、警察、防犯対策室などの関係機関とのネットワークを形成し、情報の共有と連携の強化を図ります。
- 非行防止教室や薬物乱用防止教室*の内容の充実を図るとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。

3 有害環境から子どもを守るための取り組みの推進

- メディア上の有害情報など、社会の有害環境から子どもたちを守るために、警察職員や電気通信事業者等の外部指導者と連携して、犯罪やトラブルの未然防止に取り組みます。
- 子どもたちが自らの意志で有害情報に接しないためのネットリテラシー*の育成や有害情報に接することができない環境づくりに向けた、保護者や関係者への啓発活動を推進します。

ウ 人権を尊重した教育の推進

■ 現状と課題 ■

現在、いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、北朝鮮当局による拉致問題、インターネットによる人権侵害など、人権に係る様々な問題が発生しています。また近年では性的マイノリティ*への差別の問題など、新たな人権課題もみられるようになりました。加えて、市内で生活する外国人も増加しており、言語・文化の違いによる様々な人権に係る問題も発生しています。

そのような中で、全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、ともに生きていく社会の実現が求められています。

このような人権問題の解決のためには、学校・家庭・地域社会を通じて、児童生徒をはじめ広く市民に人権尊重の精神を培う人権教育を推進していくことが大切です。

そこで、人権に関する正しい知識を身に付けるとともに、人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付ける必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆自分の人権を守るとともに他者の人権を守ろうとする意識の向上を図るため、様々な人権課題に対応した人権教育を推進します。
- ◆児童生徒に豊かな人権感覚を育むための取り組みの充実を図ります。
- ◆人権教育を推進する教員の研修の充実を図ります。
- ◆関係機関等と連携し、効果的な人権教育の実践を行っていきます。

■ 主な取り組み ■

1 人権教育推進体制の充実

- 学校全体の指導方法の工夫・改善と人権教育を推進する指導者の育成を図るため、市立学校の管理職及び教員を対象とした研修会を開催し、様々な人権課題について理解を深めるための取り組みを行います。
- 家庭・地域社会における人権教育を推進するため、学校関係者や行政職員、人権擁護委員やPTAの代表者などが参加する川口市人権教育推進協議会会員を対象とした人権教育研修を行います。

2 人権教育の指導内容・指導方法の工夫・改善

- 児童生徒や保護者等の豊かな心や人権感覚を育むための「人権感覚育成プログラム*」（埼玉県教育委員会作成）を実践していきます。
- 教員対象の研修会等を通して、児童生徒に人権感覚を身に付けさせるための指導方法の工夫・改善に取り組みます。

3 人権問題を主体的に考え行動する児童生徒の育成

- 人権問題について児童生徒が主体的に考え、人権作文や人権メッセージ等に表現する取り組みを通して、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

4 様々な人権課題に対応した教育の充実

- いじめや児童虐待、女性、高齢者、障害のある人への差別、同和問題、北朝鮮当局による拉致問題、インターネットによる人権侵害など全ての人権課題の解決に対応した教育を充実させます。



授業の様子

Ⅱ 健やかな体の育成に向けた健康の保持・増進

■ 現状と課題 ■

近年における都市化、少子化、情報化、国際化など社会環境や生活様式が大きく変化する中、児童生徒の心身両面にわたる現代的な健康上の問題が生じています。特に、心の健康、薬物乱用、生活習慣病、アレルギー疾患、感染症などさまざまな問題が年々深刻化し、健康教育*の一層の充実が求められています。

生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送るためには、食事、運動、睡眠などにおける望ましい生活習慣の確立が重要ですが、特に食習慣は、子どもの頃の習慣が将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼします。食生活の多様化が進む中で、栄養バランスのとれた学校給食は、心身の健全な発達だけでなく、成長期にある児童生徒の望ましい食習慣を形成し、皆と一緒に食事をすることで人間関係を豊かにするなど多様な教育効果が期待できます。学校給食を重要な教育活動として、食育*の生きた教材となる学校給食の充実と学校における食育*の推進が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校・家庭・地域の関係機関が連携し、児童生徒が健康で充実した学校生活を送るとともに生涯にわたって良好な健康管理ができるよう、学校保健活動を充実します。
- ◆不安定な思春期における児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や、薬物乱用防止教育を推進します。
- ◆栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の保持増進、身体の健全な発達を図ります。
- ◆食に関する指導を効果的に進めるために給食の時間はもとより、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて、食育*の推進に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 学校保健の充実

- 各学校で学校保健計画を作成し、児童生徒、教職員、PTA、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などで構成する学校保健委員会を中心に、家庭や地域の関係機関と連携を図り、児童生徒の望ましい生活習慣を培い、健康管理の充実に取り組みます。

- アレルギー疾患やメンタルヘルスなど、児童生徒の現代的な健康課題への対応に取り組みます。特に食物アレルギーについては、校内で校長を中心に食物アレルギー対応委員会を組織し、教職員研修などの充実、共通認識の浸透、緊急対応時の体制整備など、学校全体での取り組みを促進します。
- 児童生徒の発達の段階に応じ、がん、心臓病や脳血管疾患、歯周病等の生活習慣病などの疾病に関する正しい知識の普及啓発を図ります。また、疾病等に係るリスクを軽減し健康の保持増進をする方法を選択する学習を行うなど、学齢期はもとより、生涯にわたり健康の保持増進のために必要な実践力を育成する保健教育の充実を図ります。さらに、これら保健教育の充実を通して、がん患者に対する偏見や差別をなくすようにします。

2 性に関する指導や薬物乱用防止教育の推進

- 体育担当教員や養護教諭、学校保健担当者などが中心となり、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の発達の段階や心と体のバランスに配慮した性に関する指導、性感染症の予防・啓発の充実を図ります。
- 薬物が体に与える影響や依存症の危険性を伝え、適切な意思決定や行動選択の基礎を培う教育を進めるとともに、地域関係機関と連携し日常生活全般を通じて薬物乱用防止を図ります。

3 栄養バランスのとれた豊かな食事の提供

- 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全でおいしく豊かな食事を提供します。

4 食育*の推進

- 楽しい食事や給食活動を通して、発達の段階に応じた食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、好ましい人間関係の育成を図ります。
- 食に関する知識や技能を総合的に身に付けることができるよう、各教科等で実施する食に関する指導内容を明確にし、教育課程に位置付けるとともに、学校の教育活動全体で横断的に指導します。
- 学校給食を通して、地域特有の食文化や産業などの理解を図るとともに、生産者への感謝の心や郷土愛を育むため、地元農産物を活用するなど地産地消を推進します。

オ 体力の向上と学校体育活動の充実

■ 現状と課題 ■

昭和 60 年頃をピークとして低下傾向にあった本市児童生徒の体力は、川口市児童生徒体力向上推進委員会での取り組みを中心に、市全体で体力の向上に努めてきた結果、近年上昇傾向にあり、令和元年度の新体力テスト*の結果では、小・中学校ともに半数以上の種目で全国平均を上回っています。また、平成 30 年度、令和元年度は、県の目標値を上回る体力数値を示しています。しかし、全国的には、子どもたちの生活全体から日常的な身体運動が減少しており、運動をする子どもとしない子どもの二極化の傾向も指摘されています。生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、運動部活動などの体育的活動や地域のスポーツ活動の充実を図るとともに、家庭や地域とも連携し、子どもたちに運動習慣を身に付けさせることが大切です。

また、学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしています。その運営にあたっては、学校や地域の実態に応じて、部活動指導員等外部指導者*の活用や各種団体との連携、合同部活動の取り組みなど、持続可能な運営体制を整える必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒の体力向上の取り組みをより一層推進するとともに、発達の段階に応じた体力に関する数値目標を設定し、市内全校での達成をめざします。
- ◆子どもたち自身の生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を築くため、教員の指導力向上を図るとともに、学校が家庭や地域と連携して、児童生徒の生活習慣の改善や運動習慣の確立を図ります。
- ◆部活動指導員等外部指導者*の拡充や各種スポーツ団体との連携を図り、持続可能な運動部活動を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 児童生徒の体力向上の取り組み

- 川口市児童生徒体力向上推進委員会を中心に、結果の考察や分析を行うとともに、児童生徒一人ひとりに合わせた具体的な「体力向上目標値」を設定します。
- 体力向上に関する情報や実践事例などを紹介し、きめ細かい指導の実践に取り組みます。

2 生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質の育成

- 体育授業を中心に、教育活動全体を通して運動に親しむ取り組みを推進することで、運動好き、体育好きな児童生徒を育成します。
- 教員の体育実技に関する専門的な指導力の向上と学校体育活動における事故防止・安全性を確保するための指導者研修の一層の充実を図ります。

3 生活習慣の改善や運動習慣の確立

- 児童生徒が自ら進んで運動を適切に実践する習慣や、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付け、積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付けるために、学校の教育活動全体を通じて、保健学習と体育、運動を関連させた指導を充実させます。
- 生活習慣の改善や運動習慣の確立に向け、学校公開日や学校保健委員会での啓発、医療関係者による講演等の地域人材の活用など、学校と家庭・地域が連携した取り組みを推進します。

4 持続可能な運動部活動の運営

- 運動部活動について、その意義や発達の段階を踏まえた指導及び持続可能な運営が行えるよう、顧問教員の指導力の向上を図るための研修を実施します。
- 教員の働き方改革の推進及び専門性を生かした指導を充実させるため、部活動指導員等外部指導者*の採用拡大を進めます。
- 生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮するため、運動部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。
- 学校や地域の実態に応じて、各種スポーツ団体との連携を図り、部活動の部分的な地域への移行等、スポーツ環境の整備を進めます。



部活動の様子



授業の様子

【施策2】高等学校教育の充実

（1）高等学校教育の推進

ア 魅力ある高等学校づくり

■ 現状と課題 ■

市立高等学校には、市内の人材を育成して地域文化を支えるなど、本市の発展において一翼を担っていくという大きな使命があり、このような高等学校づくりの推進は、社会の変化とともにますます重要度が高まっています。

市立高等学校には、生涯にわたって学び続けることが求められるこれからの社会にあつて、生徒一人ひとりの能力や個性の伸長を図り、進路実現をかなえることが求められています。そこで大学進学実績のさらなる向上を図るために、学力向上と進路指導の充実が課題となっています。

また、旧市立高等学校3校それぞれの歴史や伝統を受け継ぎつつ、文武両道の進学校として、知・徳・体の調和のとれた人材の育成、科学技術創造立国*である我が国をリードする人材の育成や、本市の将来を背負って立つ地域社会のリーダーの育成、加えて、令和3年4月に開校した附属中学校との中高一貫教育を推進することで、本市教育における学力向上を担うリーディング校としての役割も求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆市立高等学校は、本市教育における学力向上を担うリーディング校として、社会のリーダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆市立高等学校は、科学技術創造立国*である我が国をリードする人材を育成する学校をめざします。
- ◆市立高等学校は、多様な生徒の興味・関心や進路希望に対応し、進路保証を可能とする教育を推進する学校をめざします。

■ 主な取り組み ■

1 学力向上のリーディング校としての教育の推進

- 少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組めます。
- 長期留学や短期間の海外派遣、外国人教師による授業の活用等により、グローバルな人材の育成を図ります。
- 附属中学校との一貫教育を推進するとともに、小・中学校との連携を図り、市内全体の学力向上を推進します。

2 科学分野の知識や技術の習得を重視した教育の推進

- 理数科とスポーツ科学コースを中心に、探究活動、実験・実習等を通して、将来につながる「科学的なものの見方・考え方」の育成を図ります。
- 最先端科学技術を有する研究施設や大学等との連携を図り、研究者等による出張講義や共同研究などを実施します。

3 進路保証ができる教育の推進

- 理数科、普通科の特進クラスを核に、国公立大学・難関大学への進学をめざす教育を推進します。
- 予備校などの民間教育機関と連携し、急激に変化する入試制度等に的確に対応できるような進路指導体制を整えます。
- 地元の企業と連携を図り、インターンシップ*やボランティア活動を推進し、社会的・実践的体験活動を通して働く意義について考えることで、キャリア教育*を主体的に進めます。



海外派遣



授業の様子

イ 中高一貫教育の推進のための特色ある附属中学校づくり

■ 現状と課題 ■

現在、全国の公立中高一貫校の数は、年々、増加傾向にあります。川口市は、平成30年に川口市立高等学校が開校し、本市教育における学力向上を担うリーディング校として最新の設備のもと、魅力ある高等学校づくりが推進されています。それに伴い、川口市の宝である、子どもたち一人ひとりの能力や個性のさらなる伸長に向けて6年間の豊かな学びが得られる中高一貫教育に対するニーズや期待がありました。中高一貫校の利点といたしましては、以下のことがあげられます。

- ① 6年間の計画的・継続的な教育が展開できること
- ② 6年間にわたり生徒を継続的に指導することにより、生徒の個性を伸ばし、優れた才能の発見がよりできること
- ③ 中学校1年生から高校3年生まで、異年齢集団による活動が行えることにより、中学・高校別の学校では味わえない貴重な体験ができること

これらの利点を生かし、最新の施設・設備のもとに、生涯にわたって学び続ける力を身に付け、様々な分野で活躍できるリーダーの育成をめざします。

■ 施策の方向性 ■

- ◆市立高等学校附属中学校は、高等学校と連携を図り、中高一貫教育の利点を生かしながら、社会のリーダーとなる人材を育成する学校をめざします。
- ◆市立高等学校附属中学校は、学習者（生徒）を起点とした学びを軸として、学校・保護者・地域が三位一体となってこれからの社会を担う人材の育成をめざします。
- ◆市立高等学校附属中学校は、中高6年間の計画的・継続的な教育課程を展開することで、一人ひとりの個性や創造性を大きく伸ばすとともに、優れた才能を発見し、幅広い年齢の集団生活を経て、社会性や豊かな人間性の育成をめざします。

■ 主な取り組み ■

1 特色ある教育活動

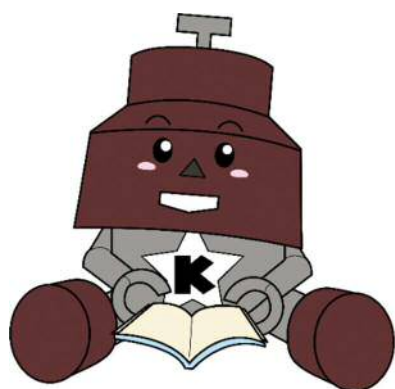
- 中学校1・2年生では1クラス30人未満学級による少人数授業を充実させ、きめ細かな教科指導の徹底を図り、学力向上に取り組めます。
- 45分×7時間、週35時間の授業展開を実施し、充実した学習活動を行っていきます。
- CIR*（英語ネイティブ教員）による授業やTOEFL*や英検等の検定を利用した英語教育により、グローバルな視野を育成する国際理解教育*を推進します。
- サイエンスフィールドワーク*による科学的な体験学習や大学との連携による科学技術教育を推進します。

2 計画的・継続的な教育課程

- 中学校1・2年生を「基礎・体験」、中学校3年生・高等学校1年生を「探究・実践」、高等学校2年生を「発展・挑戦」、高等学校3年生を「飛躍・敢為」と4つの段階で捉え、生徒一人ひとりの進路実現に向けた教育課程を編成します。
- 各教科の特質に応じて、中学校の教育課程に応用・発展的な内容の学習を取り入れ、中高の継続的な教育を推進します。
- 中学校教諭と高等学校教諭の相互の教科指導による系統性のある学習指導をめざします。



ラーニングストリート



第2章 子どもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携しながら、さまざまな社会経験の場や見守りの機会を増やし、子どもの成長をサポートする基盤をより強固なものにしていきます。

関連する主な SDGs*のゴール			
---------------------	---	---	---

【施策3】学校の教育力向上

(1) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

- ア 特色のある学校づくりの推進
- イ 教職員の資質能力の向上
- ウ 学校組織運営の改善
- エ 子どもたちの安心・安全の確保
- オ いじめ防止対策の推進
- カ 不登校児童生徒への支援
- キ 教育相談の充実
- ク 夜間中学の充実

【施策4】地域の教育力・健全育成活動の充実

(1) 地域の教育力・健全育成活動の充実

- ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
- イ 青少年の健全育成

【施策3】学校の教育力向上

(1) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

ア 特色のある学校づくりの推進

■ 現状と課題 ■

公立学校においても、各校の特色を明確に打ち出し、保護者や地域等に広く発信していくことが必要とされています。本市の子どもたちが、確かな学力と豊かな人間性を育み、健康な体と体力を向上させるためには、教育に関するさまざまな取り組みを通して学校を活性化させ、市民の信頼に応える、魅力をもった学校をつくることが求められています。

これからの社会を担う子どもたちを、たくましくのびのびと育てるためには、幅広い市民の理解と協力のもとに学校が主体性を発揮し、学校・家庭及び地域が連携して、ともに子どもたちを育てる体制を築くことが重要です。学校が自主性、自立性を発揮してさまざまな創意工夫をしながら魅力のある学校づくりを積極的に推進していくことが、各学校の特色へと結びついていきます。特色ある学校づくりを推進するために、学校の主体的な取り組みを尊重し、支援していく体制を整備することが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*を活用することによって、地域とともに特色ある学校づくりを一層推進させ、学校の活性化を図ります。
- ◆児童生徒の教育活動を支える支援員の配置など、学校に対して人的な支援を行うことで、教育活動を充実させ、特色ある学校づくりに結び付けていくようにします。
- ◆市教育委員会の研究委嘱を計画的に行うことで、特色ある学校づくりを推進し、各校教職員の指導力を高めるとともに、教育課題について研究を深め、本市の学校教育の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*の活用

- コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)*を活用することによって、各校では特色ある学校づくりを進める中で、教育内容の質の向上や教職員の意識の向上に努め、市民の信頼に応える学校をめざして積極的に教育活動を推進していきます。また、保護者・地域の方が学校運営に参画することで、めざすべき教育のビジョンを共有し、学校を核とした地域ぐるみの学校づくりをめざします。

2 学校支援員の配置・充実

- 特色ある学校づくり推進校(地域や学校の特色を生かし、独自の推進テーマを設けた学校)を推進するため、全ての市立幼稚園・小・中学校にアシスタントティーチャーを配置しています。知・徳・体の調和のとれた児童生徒等を育成するために、学習指導の充実、学校図書館教育の充実など、各校の設定したテーマに沿った教育活動の支援を充実させることで、教育効果を上げます。
- 大学生学習支援員などのボランティア支援員に活動してもらう、かわぐち学校サポートプラン事業の充実を図ることで、授業及び部活動・課外活動などで教育効果を高めます。

3 研究委嘱の充実

- 研究領域を定め、2年間にわたって複数の教科・領域等で研究を推進します。「学力向上」「徳力*向上」「体力向上」「ライフスキルかわぐち」「アクティブラーニング*を取り入れた学習指導」などを研究領域として、委嘱を受けた学校がテーマに沿って研究を推進し、日々の学習指導に生かすとともに、研究成果を市内に発信し、本市の学校教育の充実を図ります。

イ 教職員の資質能力の向上

■ 現状と課題 ■

教職員の責務は、児童生徒一人ひとりに次世代に通用する資質・能力を育成することです。その職責を果たすためには、児童生徒一人ひとりを認め、鍛え、育むとともに、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。本市の教職員の年齢構成は、大量退職時期を経て、若返った状況にあります。そのため、学校のみドルリーダー*として活躍が期待される中堅教職員の数が少なく、初任者をはじめ若手教職員が増加していることから、教職員の人材育成がこれまで以上に求められています。学校教育の質的な維持向上と児童生徒の学力向上に向けた基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るためには、指導力と課題解決力を兼ねそなえた教職員の育成を継続的かつ着実に行うことが一層重要になってきます。

そこで、教職員のライフステージ*等に応じた研修、調査研究の充実を図り、全ての教職員一人ひとりの指導力の向上が求められます。

■ 施策の方向性 ■

- ◆教職員の指導力や課題解決力の向上をめざし、教職員の専門性や経験年数等、ライフステージ*に応じた総合的、体系的な研修の充実を図ります。
- ◆児童生徒の豊かな心や人間性を育む方策や、今日的課題に関する研修を充実します。
- ◆学校訪問・学力向上訪問等による指導を通して、教職員一人ひとりの指導力の向上を図ります。
- ◆本市の教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究を進めます。

■ 主な取り組み ■

1 教職員の専門性を高める研修や経験に応じた総合的、体系的な研修の充実

- 教職員の年次研修を体系的に実施し、若手の段階からベテランの段階まで、着実かつ切れ目のない指導力向上施策に取り組みます。
- 学校長から推薦された教職員を教育研修生」として任命し、学級経営や教育相談など、経験年数に応じて求められる指導力を備える研修を実施し、教職員の専門性を高めます。
- 「児童生徒一人ひとりの学力向上」に重点をおき、「主体的・対話的で深い学び」の視点から各教科等の授業改善を促進する研修を実施します。

2 児童生徒の豊かな心や人間性を育む教育や今日的課題に関する研修の充実

- 児童生徒の豊かな心や人間性を育むための指導力をそなえた教職員の育成をめざし、一人ひとりの自尊感情を高めるためのライフスキルかわぐちの研修や道徳科をはじめとした心の教育の充実を図るための研修を確実に実施します。
- 特別支援教育*や人権教育に関する理解や取り組みを推進するための研修や、児童生徒の安全・保健・食に関する研修を実施します。

3 学校訪問・学力向上訪問等の推進

- 学校訪問・学力向上訪問等を通して、学習指導や生徒指導等教育指導上の諸課題について、学校へ適切に指導を行い、課題の解決を図ります。
- 各指導主事*が専門性を発揮し、学校や教職員一人ひとりに応じた指導助言を通して、教職員の指導力の向上を図ります。

4 教育課題に関する実践的かつ先導的な調査研究の充実

- 課題研究や各種推進委員事業を活用し、今、対応が求められている様々な教育上の諸課題について調査研究を進め、その成果を効果的に市内に広めることにより、教職員の専門性を高め、優れた人材の育成を図ります。



教職員研修

ウ 学校組織運営の改善

■ 現状と課題 ■

次代を担う子どもたちに生きる力を身に付けさせ、豊かな人間性を育てていくためには、個々の教職員が教育に対する情熱や使命感、倫理観を持ち、学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個々の能力や個性を発揮するとともに、組織体である学校は、集団として学校の組織力を強化する必要があります。

現在、教職員が大量に退職する時期を経て、若手教職員が豊かな経験を有した教職員の専門的な知識や技能をどのように活用し、学校という組織の中で共有を図っていくかが大きな課題となっています。そのためにも、学校教育目標、めざす学校像、学校経営方針等の具現化を図っていくためには、学校の組織力を強化するとともに、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職の育成が求められています。

また、学校や教職員に対する過度の期待、学力向上、いじめ・不登校問題など複雑化・多様化した諸課題を背景として、多忙感やストレスを感じている教職員もいることから、子どもたちと十分に向き合うためにも教職員の負担軽減を図ることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校の組織力を強化するため、中核となる教職員の育成やリーダーシップを発揮できる管理職を育成します。
- ◆各学校において、学校評価・人事評価を学校経営・学校運営に効果的に活用できるよう充実を図ります。
- ◆教職員が児童生徒と向き合う環境づくりの取り組みを推進するとともに、心身の健康の保持・増進や倫理観の醸成など教職員への支援に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 中核となる教職員、リーダーシップを発揮できる管理職の育成

- 各学校を担う管理職としての資質・能力や意識の向上を図るため、学校経営研修会や教頭マネジメント研修会などの管理職対象の研修会を実施し、研修内容等の充実を図ります。また、市立学校長会議や市立学校教頭・副校長会議等の機会を通して管理職としてのリスクマネジメントの意識向上を図り、資質・能力の育成を図ります。

- ライフステージ*に応じた研修会として、概ね10年経験以上の教職員を対象とした教育経営部会や主幹教諭・教務主任を対象とした教育課程研修会を実施し、学校の中核となるミドルリーダー*等の育成を図ります。

2 学校評価・人事評価の効果的な活用

- 学校評価に関しては、学校自己評価重点シート等を活用して各学校が自己評価を行うとともに、学校関係者評価委員会を開催し、学校関係者評価を生かした学校経営・学校運営を推進します。
- 人事評価に関しては、教職員個々の自己評価シートを活用し、教職員の資質・能力の向上を図り、教職員が協力して学校全体を活性化させ、教育力を高めます。

3 教職員の倫理観の醸成

- 教職員による不祥事根絶に向け、経験年数に応じた研修会を実施し、倫理観の醸成に努めます。

4 教職員の心身の健康の保持・増進

- 川口市立学校衛生委員会を設置するとともに、各学校においても、衛生管理者・衛生推進者を選任します。併せて、全市立学校・園においてストレスチェックを実施し、それに伴う研修を充実させることで、職場環境の整備や教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。また、産業医の指導による健康相談を実施し、健康指導を推進します。
- 教職員メンタルヘルスカウンセラー*を配置し、研修会や個別の相談等を通して教職員の心身の健康保持・増進を図ります。
- 在校時間調査を毎月実施し、週1回のリフレッシュデー等を通して早めの退勤を意識させるとともに、学校における負担軽減に向けた取り組みを進め、教職員の心身の健康の保持・増進を図ります。
- 学校で発生する諸問題の早期解決及び適切な対応を図るため、弁護士や臨床心理士など専門家による相談体制を充実させ、学校における負担軽減を図ります。

Ⅰ 子どもたちの安心・安全の確保

■ 現状と課題 ■

学校や通学路などにおけるさまざまな事件、事故、災害から児童生徒を守ることが一層強く求められています。特に東日本大震災後は、安全に対する意識が強くなっています。

最近では、ゲリラ豪雨や突風、竜巻などの自然災害も発生しており、児童生徒自らが危険を予測し、回避する能力を身に付けさせる必要があります。また、近年、自転車運転者が加害者となる事故が社会問題となっており、学校において交通ルールの遵守とマナー向上の意識を高める指導の徹底を図り、自転車の安全利用を推進する必要があります。

学校の安全指導については、学校の危機管理体制を一層充実させるとともに、教職員の危機管理能力の向上を図ることが求められています。

さらに、学校や家庭・地域、関係機関など地域ぐるみで子どもたちの安心・安全を確保することも求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆日常生活に起こり得るさまざまな事象に対して、児童生徒自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けさせることができるよう、発達の段階に応じた安全教育を推進します。
- ◆学校の危機管理体制の整備・充実と教職員の危機管理能力の向上を図ります。
- ◆児童生徒の生活安全や交通安全、災害安全（防災）について、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 安全教育の推進

- 児童生徒の安心・安全を確保するため、全ての学校で学校安全に関する計画を検証・改善し、適切に実施します。
- 安全教育、防犯・防災教育などの視点を踏まえた各種の避難訓練などを計画的に実施することで、安全意識や自ら危険を予測し回避する能力などを身に付け、主体的に行動できる児童生徒を育成します。
- 警察や交通安全対策課などの関係機関との連携を密にし、自転車運転に関する講習会や交通安全教室の実施などにより、ルールやマナーを守り、加害者にも被害者にもなることなく安全に生活できる児童生徒を育成します。また、条例により損害賠償保険等への加入が義務化されたことやヘルメット着用の必要性について啓発を行います。

2 学校の危機管理体制の整備・充実

- 警察や消防、防災課、防犯対策室など関係機関との連携を密にし、各学校において、防災マニュアルや避難所開設マニュアル、危機管理マニュアル等を整備するとともに、それらを的確に活用できるよう、教職員研修や校内研修の充実を図ります。
- ゲリラ豪雨や突風、竜巻などの自然災害にも対応できるように、各学校において、防災マニュアルを充実するなど、日頃から児童生徒の命を守る防災体制を強化します。

3 家庭、地域と連携した防犯・交通安全教育の推進

- 児童生徒に対する防犯・交通安全教育を推進します。また、家庭への普及啓発や地域安全マップの活用・見直し、スクールガード・リーダー*の配置、学校安全ボランティア活動*の充実、学校応援団*や学校運営協議会との連携などにより、地域ぐるみの学校安全体制を整備します。
- 通学路の安全点検及び通学方法等の点検を随時行うことを通して、各学校における登下校時の通学路の安全確保に向けた取り組みの充実を図ります。



AED講習

オ いじめ防止対策の推進

■ 現状と課題 ■

本市のいじめ認知件数は増加傾向にあります。いじめは重大な人権侵害であり、許されるものではありません。いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、また学校外でも起こり得るものであるとの認識のもと、学校や家庭・地域や関係諸機関が一体となって対応し、社会全体で解決しなければならない問題です。このような中で、全ての子どもたちにいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成することが必要です。

また、いじめ防止対策推進法や川口市いじめの防止等のための基本的な方針などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆いじめ防止対策推進法等に基づき、いじめの未然防止や早期発見・迅速な対応に向けた組織的な取り組みを進めます。
- ◆子どもたちの他者を思いやる心や人権感覚を育成するとともに、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。
- ◆いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆いじめに悩んでいる児童生徒や保護者が相談できる体制の充実を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 いじめ防止対策の推進

- 川口市いじめ問題対策協議会において、学校・家庭や地域・警察などの関係機関が一体となって、いじめ問題に関わる対策を協議し、いじめ問題の解消に取り組みます。
- いじめ対応教員*が中心となり、組織的ないじめの早期発見・早期対応に努めます。
- いじめゼロサミット*を通して、児童生徒が取り組む「いじめゼロ活動」を推進し、いじめを許さない機運を醸成します。
- ネットいじめやネットトラブル等から子どもを守るため、関係機関と連携し、教員への研修を実施するとともに、保護者・児童生徒への啓発を行います。
- 「いじめ予防ピンクピンバッジ*」を児童会役員、生徒会役員が着用し、いじめの予防を呼びかけます。着用時期は、6月、9月、11月、2月です。
- 各学校からの、いじめ認知件数定期報告をもとに、実態把握に努めるとともに、必要に応じて、いじめの解消に向けた支援を行います。

2 相談体制の充実

- いじめ相談テレフォン*や、いじめ相談メール*等、様々な相談窓口を周知し、いつでも相談できる体制の充実を図ります。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態など、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 学校において、アンケート調査を実施し、いじめ対応教員*や学年主任等、誰にでも相談できる体制を整えられるよう支援します。

力 不登校児童生徒への支援

■ 現状と課題 ■

本市の不登校児童生徒数は、小・中学校で増加傾向にあります。不登校はどの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。さらには、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつことが重要です。

不登校児童生徒への支援においては、本人の意思を十分に尊重したうえで、児童生徒一人ひとりの可能性を伸ばしながら、自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざすことが求められます。また、不登校は中学生になると増加する傾向にあり、その防止には様々な環境の変化に対応できる力を早期の段階で育んでいくとともに、小・中・高等学校の円滑な接続が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒一人ひとりの状況に応じた、きめ細やかな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- ◆不登校に悩んでいる保護者が相談できる体制の充実を図ります。
- ◆児童生徒の不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた教員の専門的な知識や技能の向上に努めます。
- ◆不登校の児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立ができるよう、様々な体験活動や学習の機会を提供します。

■ 主な取り組み ■

1 不登校対策の推進

- 各中学校区に教育相談支援員*を配置し、相談活動や家庭訪問等を行うなど、児童生徒一人ひとりに寄り添った教育相談活動を推進します。
- 教育研究所にカウンセラーを配置し、心理面で重篤な状態など、カウンセリングが必要な児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 不登校に係る調査を継続して実施しつつ、課題を抱える学校には訪問して対策を検討するなど、未然防止を図るとともに、早期発見・早期解消に努めます。
- 児童生徒が明るく安心して学べる学校づくりの実現のため、教員に対する研修を充実し、不登校の未然防止、早期発見・早期解消に努めます。

2 学校復帰等の意欲に応える機会の提供

- 学校へ行きたい意思がありながら登校できない児童生徒に対し、一人ひとりの意欲に応える体験活動や学習機会を提供するため、適応指導教室*(中学校：チャレンジスクール・小学校：わくわくスクール)を開設し、学校への復帰を支援します。
- 不登校児童生徒の実態に応じながら学習の機会が得られるよう、支援を行います。
- 不登校児童生徒の社会的自立への一助とするため、保護者とともに不登校を考える会を開催します。

キ 教育相談の充実

■ 現状と課題 ■

高度情報化、都市化、少子高齢化、核家族化の進行など、現代社会の大きな変容の中で、家庭の教育力や地域の機能が低下するとともに、児童生徒の抱える問題が多様化し、深刻化する傾向がみられます。

とりわけ、高度情報社会を反映して、インターネットなどによる有害情報に絡む事件や、SNS*・メールなどによるいじめの増加等が懸念されています。また、家庭における教育力の低下、虐待の深刻化等、地域の包容力の低下は、人間同士の関わり合いやコミュニケーションの不足を生じさせるなど、児童生徒に大きな影響をもたらしています。

学校教育においても生徒指導上の諸問題は、極めて多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成など日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待など心や生命に関わる問題に対しても、引き続き迅速かつ適切な対応が求められます。

これらの解決のために、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実を推進します。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校における教育相談体制の整備・充実を図り、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな教育相談活動を推進します。
- ◆教育研究所における教育相談環境の整備・充実を図り、児童生徒の心理や福祉に関する多様な相談にも対応できる教育相談体制づくりを推進します。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、増加する不登校等、生徒指導上の諸問題に関わる未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に取り組みます。
- ◆教育全般についての悩みや不安を抱える家庭への相談に応じます。

■ 主な取り組み ■

1 学校における教育相談体制の整備・充実

- 管理職、教育相談支援員*、スクールカウンセラー*、いじめ対応教員*、教育相談担当教員、担任等の連携を図った校内教育相談体制の整備・充実を推進します。
- 教育相談の研修会や、校内研修会を通して、質の高い教育相談活動に必要な理論や技法、態度を身に付けた教職員や教育相談支援員*の育成を図ります。
- 指導主事*による学校訪問での指導助言や、スクールソーシャルワーカー*による支援計画の立案など、さまざまな問題の解決に向けた支援を行います。

2 教育研究所における教育相談体制の整備・充実

- 教育研究所に、教育相談員やカウンセラー・スクールソーシャルワーカー*等を配置し、さまざまな相談支援にも対応し、問題の解決や悩みの解消に向けた支援を行います。
- 相談の間口を広げるため、市内8か所の公民館等に教育相談員が出張し、各中学校区には教育相談支援員*を配置します。また、ひきこもり等の児童生徒には訪問相談員が家庭を訪問し、学校との連携を図りながら相談・支援を行います。
- 精神的な面で不安を抱える児童生徒に対して、専門医が教育研究所において相談を行います。
- 保護者や学校から申し込みがあった学校不適応や就学に関する相談に対して、教育研究所の指導主事*や特別支援教育アドバイザー*が学校を訪問し、相談・支援を行います。

3 学校・家庭・地域・関係機関との連携

- いじめ相談テレフォン*や、いじめ相談メール*を設置し、未然防止、早期発見・早期対応、早期解決に努めます。
- 解決困難な事案については、スクールソーシャルワーカー*や関係諸機関を交えたケース検討会議を実施し、解決に向けた支援に取り組みます。
- 教育研究所の適応指導教室*では、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向かえるよう、小集団での人間関係づくりや学習、教育相談等を行います。
- 発達に課題がある、または、あると思われる幼児（年長）や児童生徒の相談と、適正な就学の支援について、保護者とともに進めていきます。

ク 夜間中学の充実

■ 現状と課題 ■

平成28年12月に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律に基づき、戦後の混乱期に学校に通えなかった方や、不登校など何らかの事情により学校で十分学ぶことができなかった方、さらには外国籍の方などに対する学習機会の提供を目的に平成31年4月に埼玉県内初の公立中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という）として、芝西中学校陽春分校を本市に開設しました。

生徒は、埼玉県内全域から受け入れており、義務教育を修了した方であれば、国籍を問わず入学することができます。入学した生徒は、卒業後の進路に目標を持ち、夜間中学での生活が大切な学びの場となっています。

こうした状況を踏まえ、学びを求める生徒の多様なニーズを受け止めながら、より一層の教育内容の充実を図ることや、施設設備面の充実を図ることが今後の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆公立の中学校として、学習指導要領*に基づいた指導を実施するとともに、一人ひとりのニーズに適した学びの場となるよう教育課程の充実を図ります。
- ◆日常の学校生活を通して日本の文化やマナーについて学習したり、本校生徒との授業や行事における交流等を通して体験的に学習したりすることで、多様な生徒の実態に対応した学習活動の充実を図ります。
- ◆より充実した環境での教育の機会の確保に向けて、施設の整備を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 学習指導要領*に基づく教育課程の編成

- 学習指導要領*に基づいて特別な教育課程を編成し、一人ひとりのニーズに応じた教育課程を編成します。
- 美術、技術、家庭など技能教科については、作業が継続しやすいよう、一定期間にまとめて時間割を編成します。
- 在籍生徒が多国籍であることから、さまざまな国の文化や考え方を認め合えるよう国際理解教育*の充実を図ります。

2 一人ひとりの生徒に応じた指導の充実と人的支援

- 学習支援員の配置など人的支援を行い、生徒一人ひとりを手厚くサポートできる指導体制の充実を図ります。
- 特に、学力に差が出やすい数学や英語、基礎体力の違いがある保健体育については、工夫した少人数指導を推進していきます。
- 外国籍の生徒に対しては、日本語の授業や日本の文化やマナーに関する授業を行います。
- 日本語の習得が十分でない、さまざまな母語をもつ生徒の日本語学習をより一層推進させるため、日本語指導教員の研修を充実させます。
- 学校訪問を通して、学校と一体となって夜間中学としてのカリキュラムのあり方や授業改善を図り、生徒一人ひとりの学びを充実させます。

3 「学校」としての体験活動の充実

- 学校行事や学習を通して、本校生徒との交流の機会を設け、学習意欲の向上を図ります。
- 学校生活を十分に体験できなかった生徒もいることから、入学式、卒業証書授与式など儀式的な行事や、校外学習、体育祭、合唱コンクールなど学校行事の充実を図ります。

4 夜間中学の施設整備

- 夜間中学は、平成31年4月の開校以来、旧県陽高等学校の一部を暫定的な校舎として活用していることから、より充実した環境での教育の機会を確保するため、新校舎の建設に取り組めます。

【施策4】地域の教育力・健全育成活動の充実

(1) 地域の教育力・健全育成活動の充実

ア 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

■ 現状と課題 ■

子どもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っています。学校・家庭・地域が役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携して子どもの成長を見守る必要があります。子どもたちへの教育を地域の豊かなつながりの中で推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。そうした取り組みにより、家庭・地域の絆が深められ、学校の教育力も高められることが期待されます。本市では、地域の住民の参画を得て取り組む学校応援団*や放課後子供教室*の活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業や団体との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、地域全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆地域の人々が学校と連携・協働して、子どもの成長を支える地域学校協働活動を推進し、「社会に開かれた教育課程*」「学校を核とした地域の創生」を実現します。
- ◆学校が家庭・地域の教育力を取り込んで、学校教育の充実が図られるよう、学校応援団*の活動の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域・関係機関等が連携を図り、経済的支援が必要と認められる家庭への支援や子どもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりなどに努めます。
- ◆家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習機会を広く設けるなど、社会全体で取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 地域学校協働活動の推進

- 学校と地域の関係を連携・協働に発展させるため、学校応援団*や PTA などこれまでの活動を踏まえ、「社会に開かれた教育課程*」の実現に向けて、学校・家庭・地域の連携・協働を一層推進します。
- 「社会に開かれた教育課程*」の円滑な実施のため、地域の人々や団体による緩やかなネットワークの整備を支援します。
- 地域の住民の学校教育への主体的な参画により、市民の多彩な力の発揮、学校・地域の新たな関係を通じた学びや持続可能な地域の再生につなげます。

2 学校応援団*の活動の充実

- 学校応援団*の活動の状況や人材確保の例などを学校に提供したり、実践事例を発表する場を設けたりするなど、活動への支援を行います。
- 学校応援団*の活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を促し、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。

3 学校・家庭・地域・関係機関等が連携した教育活動の充実

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）*を活用し、学校・家庭・地域の連携・協働をさらに強化し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 経済的支援が必要と認められる家庭への就学援助や奨学資金貸付、学習支援ボランティアによる中学生・高校生への学習教室などの支援に努めます。
- 放課後子供教室*、放課後児童クラブの充実を図り、子どもたちの放課後の安心・安全な居場所づくりを推進します。体験活動や地域住民との交流活動の推進を図った放課後子供教室*の充実、放課後子供教室*と放課後児童クラブとの一体型を含めた連携などに努めます。

4 家庭の教育力の向上

- 子育ての目安「3つのめばえ*」や埼玉県家庭教育アドバイザー*、保護者向けの「親の学習」プログラム*等の活用を促進し、家庭の教育力の向上を推進します。

イ 青少年の健全育成

■ 現状と課題 ■

少子化・核家族化やライフスタイルの多様化が進展し、地域のつながりが希薄化した現代では、子どもの活動の場は狭い範囲にとどまる傾向があります。また、インターネットやスマートフォンの普及などにより、子どもの行動やコミュニケーションの広がりや周囲から認識されにくく、問題が深刻化しやすくなっています。

このような中で、子どもを健全に育成するためには、子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を持って成長できるよう、自然体験や生活体験の機会を提供するとともに、地域活動などを通して、積極的な社会参加を促すことが大切です。

また、子どもや若者を取り巻く環境が変化する中で、ニートやひきこもり、不登校、発達障害など、さまざまな要因により社会生活を送ることに困難を抱える子どもや若者への対応が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆子どもが自ら考え、行動する習慣を身に付け、自己肯定感を持って成長できるよう、各種取り組みを進めるとともに、地域活動などを通して、社会参加を促します。
- ◆子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進するとともに、指導者の養成等に取り組めます。
- ◆子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを進めるとともに、困難を抱える子どもや若者を支える体制づくりを推進します。

■ 主な取り組み ■

1 青少年の育成と社会参加の促進

- 子どもが生きる力を身に付け、将来、自立した社会生活が営めるよう、各種体験事業などを実施します。
- 地域活動やボランティア活動、世代間交流などへの積極的な参加を促し、地域への愛着や連帯意識、他者を思いやる心などを育てます。

2 青少年団体活動の奨励と指導体制の充実

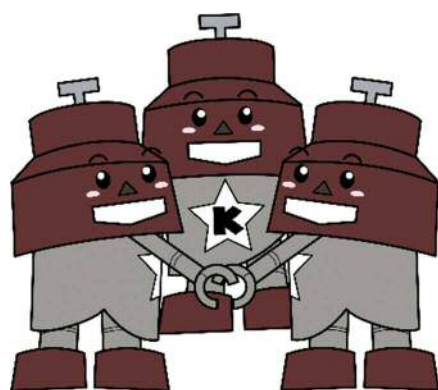
- 子どもに体験活動の機会を提供する青少年団体の活動を促進します。
- 講習会や研修会を実施し、指導者の養成や知識・技術の向上に努めます。

3 家庭・学校・地域社会等の連携による環境づくりの推進

- 学校・家庭・地域などと連携し、子どもや若者を非行や犯罪から守り、健全な育成に望ましい環境づくりを推進します。
- 市民意識の高揚を図るため、啓発活動などを継続的に展開します。
- 困難を抱える子どもや若者を社会全体で支援する体制づくりを推進します。



放課後子供教室



第3章 市民が自己実現をめざせる環境づくり

自己実現をめざす市民の多様な学習・活動意欲の高まりに対応するため、さまざまな支援を行い、一人ひとりの個性や魅力を伸ばす環境をつくります。

関連する主な SDGs*のゴール	3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	11 住み続けられる まちづくりを	17 パートナリプで 目標を達成しよう
---------------------	--------------------	-------------------	----------------------	------------------------

【施策5】生涯学習活動の支援

(1) 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

- ア 多様な生涯学習活動の推進
- イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実
- ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進

【施策6】スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) スポーツ・レクリエーション活動を通じた元気な川口づくり

- ア スポーツ・レクリエーション活動機会の充実
- イ スポーツ団体の活動支援

【施策7】文化芸術活動の支援

(1) 文化芸術活動の支援

- ア 文化芸術活動の推進
- イ 文化施設の整備・充実

【施策5】生涯学習活動の支援

(1) 学び合い共に支える社会をめざす生涯学習の推進

ア 多様な生涯学習活動の推進

■ 現状と課題 ■

教育基本法に、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念が明記されています。

本市では、市民一人ひとりが主体的に学ぶ「ふれあって 学ぶ生涯 人づくり」を標語に、多くの市民の自発的、主体的な生涯学習活動を支援し、地域社会の文化・福祉の向上に努めてきました。また、多種多様な講座・教室等を実施し、一般教養はもとより専門性の高い分野や社会的・現代的課題の学習機会の提供にも取り組んできました。

しかしながら、急速な社会構造の変化に伴い、学習活動者の高齢化が進む中で、利用の少ない若年層や現役世代が積極的に参加し活動できる環境の整備等、地域社会の活力を持続できる仕組みづくりを推進する必要があります。

さらに、新たな時代の変化によりもたらされた「知識基盤社会*」へ対応するため、産・学・官及び市民との連携や ICT*の活用を通し、多様な市民ニーズに応じた生涯学習活動の推進が求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆利用の少ない若年層や現役世代から高齢者まであらゆる世代が参加しやすい、魅力ある多種多様な学習機会の提供に努めます。
- ◆地域社会の活力を持続し、新たな地域力を創出できる学習環境の整備に努めます。
- ◆「知識基盤社会*」に対応するため、産・学・官及び市民との連携や ICT*の活用を通し、多様な市民ニーズに応じた生涯学習活動の推進に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 生涯にわたる魅力ある多様な学習機会の提供

- 利用の少ない若年層や現役世代から高齢者まであらゆる世代が参加しやすい、魅力ある多種多様な事業の企画・運営を通し、学習者それぞれの段階に合わせた学習機会の提供に取り組めます。
- ICT*等の発達により学習形態が変化してきたことも踏まえ、各種事業・講座・教室等をオンラインで発信し、誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる仕組みづくりに取り組めます。

2 魅力ある学習環境の整備の推進

- 地域社会の活力を持続するため、社会教育施設を魅力ある利用しやすい環境へと整備し、若年層や現役世代の施設の利活用の促進に努め、新たな地域力を創出できる学習環境の整備に取り組めます。
- 新たな学びや集いにつながる、多角的な生涯学習情報や資料の収集・蓄積に努め、地域における生涯学習の発信拠点となるよう取り組めます。
- 急速な社会構造の変化に対応した、文化の向上・福祉の増進を担う拠点としての役割を発揮できるよう努めます。

3 「知識基盤社会*」に対応できる人材の育成

- 産・学・官及び市民との連携や ICT*の活用を通し、多様な市民ニーズに応じた生涯学習の推進に取り組めます。
- 多種多様な事業の企画・運営を通し、地域における専門分野に秀でた人材の発掘・活用・育成に努めます。



講座の様子

イ ネットワーク機能を活用した図書館サービスの充実

■ 現状と課題 ■

中央図書館を中心に5地域館1分室で運営をし、計画性のある図書館資料の収集・保存に努めています。

図書館では、市民の知的欲求に応えるために、図書館資料の貸出・閲覧及びレファレンスサービス*、図書の特別展示等による情報の提供など様々なサービスを行っています。

近年のスマートフォンの普及やインターネット環境の進化などの社会情勢の変化に伴い、オンラインでの図書の貸出予約等も行っています。

また、読書は次世代を担う子どもの成長過程において、言葉や心の発達に重要な役割を果たすものであることから、子どもの読書活動を推進するため、絵本の読み聞かせやストーリーテリング*など子どもや保護者を対象とする事業等を実施しています。

今後も、オンラインでのサービス提供を拡充するなど、新しい時代に対応しつつ、あらゆる世代に、より質の高いサービスを提供するとともに、家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ事業の展開など、より一層の充実を図ることが必要です。

■ 施策の方向性 ■

◆多様化する社会の変化に対応しつつ、効率的かつ計画性のある図書館資料の収集・保存に取り組めます。

◆図書館資料の提供や調査の支援を行い、関連機関や他の図書館とのネットワークを活用し、効率的かつ的確な情報の提供に努めます。

◆子どもの心の成長に重要な役割を果たす読書を推進するため、児童サービスを充実させ、学校との連携・支援を進めるとともに、オンラインを活用したサービスの充実を図り、あらゆる世代へ読書に親しむ機会の提供に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 図書館資料の収集・保存

- 図書や新聞・雑誌及び視聴覚資料等の、計画的な収集・保存の充実に努めます。特に郷土資料は地域の財産として積極的かつ継続的に収集し、保存の工夫に取り組めます。

2 レファレンスサービス*の充実

- 高度情報化社会において、多様化するレファレンスに対応するため、職員の資質の向上を図ります。
- 蓄積したレファレンス事例の共有化を図るため、データベース化を進めます。
- 国立国会図書館や県立図書館のレファレンス事例、外部データベースを活用し、専門機関等とも連携しながら、効率的かつ的確なサービスを進めます。
- 利用者が必要な情報を得るための手助けとして、テーマに沿った図書館資料や関連するインターネット情報等を紹介するパスファインダー*を作成し、オンラインでの情報提供を進めます。

3 読書に親しむ機会の提供

- 子どもの発達段階に合わせ、子どもと本の世界を結びつけるため「おはなし会」等を継続的に実施します。
- 児童生徒の読書及び学習支援の一環として、図書の貸出や出張ブックトークさらに教員向け研修会など、学校との連携について計画的に実施します。
- 保護者やボランティア等を対象に、絵本の読み聞かせやストーリーテリング*の講座を実施し、その充実を図ります。
- 読書への興味を広げるため、年齢に応じたブックリストの作成やテーマを定めて図書を紹介する特別展示を行います。
- 読書に親しむ機会を広げるため、電子書籍の導入など、オンラインを活用したサービスの充実を図ります。



ウ 常に新しい発見ができる科学館の推進

■ 現状と課題 ■

現在、理科離れや科学技術への関心の低下といった課題が指摘されています。科学とは特別で難しいものと感じますが、私たちは日常的に科学を利用し、生活を便利で豊かにしています。

児童生徒の理科に対する興味・関心は高いものの、大人になると疑問を持ち、探求しようとする機会も減る傾向にあります。生涯にわたり科学に親しむ心を育てるには、子どものときから観察することや豊かな体験を通して科学的な現象への興味・関心を高められるように、主体的な学びを促進する必要があります。

また、科学館事業においては、理科教育の充実のために、関係機関との連携や小・中・高校・大学との博学連携*を推進することで、科学館が有する機能を十分に活用することが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆科学に触れる場と機会を提供し、生涯にわたり科学に親しむ心を育成します。
- ◆多くの市民の興味・関心を引く専門性の高い事業やワークショップ開催の充実を図ります。
- ◆博学連携*による学校教育活動の充実を推進します。

■ 主な取り組み ■

1 科学に対する理解の深化、普及・啓発の推進

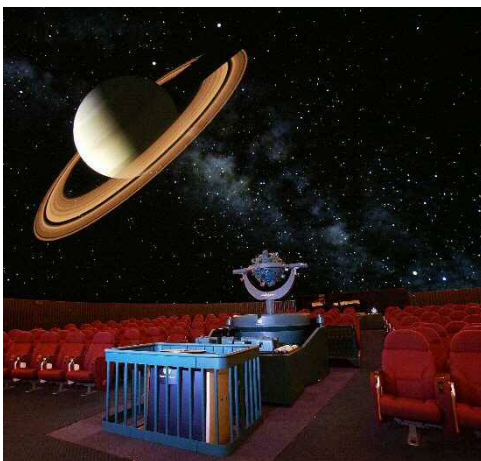
- 科学館は、科学展示室・プラネタリウム・天文台の3つの施設を生かし、市民が生涯にわたり主体的に科学の楽しさを発見できる場や機会を提供します。
- 科学的なものの見方や考え方を深化させるため、専門的な情報や資料の収集・提供やSNS*などのメディアツールを活用した情報発信に努めます。

2 特色ある事業・ワークショップ開催の充実

- 大学や博物館、企業等関係諸機関との連携・協力を図り、より多くの市民に科学に親しむことができる特色あるワークショップや講演会等の企画・開催を推進します。
- 利用者の知的好奇心や年齢構成等に対応する事業の改善や開発、また、時代のニーズに特化したワークショップの企画・開催を推進します。

3 博学連携*による学校教育活動の充実

- 社会情勢や学習指導要領*に則した内容の事業を積極的に実施し、児童生徒の科学の興味・関心の向上及び科学的なものの見方や考え方の育成に努め、学校教育の一環としての取り組みを推進します。
- 学校や地域と連携し、科学館職員の専門性を生かした実験の演示・天文の観測や、館外事業を実施し、学校における理科教育への支援の充実に努めます。
- 科学館を児童生徒の調査・研究・発表の場として活用し、科学を通じたコミュニケーション能力向上及び、理科教育の普及活動に努めます。



プラネタリウム



科学展示室

【施策6】スポーツ・レクリエーション活動の支援

(1) スポーツ・レクリエーション活動を通じた元気な川口づくり

ア スポーツ・レクリエーション活動機会の充実

■ 現状と課題 ■

スポーツ庁では、第2期スポーツ基本計画の中で、スポーツ参画人口の拡大を図るため、「する」・「みる」・「ささえる」の3つの視点を設けています。

本市においても、この視点を基にスポーツ参画人口を拡大し、市民の健康・体力づくりに結び付ける取り組みを行っています。

これらの取り組みとして、本市では、川口市スポーツ協会をはじめ、スポーツ団体と連携し、スポーツ教室やスポーツイベントの開催のほか、スポーツ施設の無料開放日の設定など市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会を提供しています。

これからも、スポーツを身近に感じ親しめるさまざまな参加機会の充実を図るなど、「する」・「みる」機会を提供し、スポーツ参画人口を拡大することが必要です。

■ 施策の方向性 ■

◆市民が、それぞれの適性やライフステージ*に応じて、気軽にスポーツに親しむことができるよう川口市スポーツ協会をはじめ、スポーツ団体と連携し、スポーツをする機会の提供に努めます。

◆大会やスポーツイベント等を開催することにより、市民が、さまざまな競技やトップレベルの技術を身近に感じることができるよう、みる機会の提供に努めます。

◆市民が、積極的にスポーツ活動に取り組めるよう、スポーツ教室やスポーツイベントの開催情報、健康・体力づくりに関する情報などの提供に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 スポーツをする機会の提供

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方々を対象とした運動経験のきっかけづくりを推進し、それぞれの体力や適性に応じて、楽しみながら体を動かせるスポーツ教室、スポーツイベント、競技大会など、スポーツをする機会の提供に努めます。
- 子育て世代の親が気軽にスポーツ活動に取り組めるよう、親子が一緒に運動できる親子スポーツ教室の開催に努めます。

2 スポーツをみる機会の提供

- 魅力あるスポーツイベントの開催に努めるとともに、トップアスリート等と身近に接することのできる場や機会の提供に取り組めます。

3 スポーツ情報の提供

- ホームページや市の広報紙を活用してスポーツ教室・講習会、スポーツイベントや大会の案内などについての情報提供に努めます。



川口マラソン大会

イ スポーツ団体の活動支援

■ 現状と課題 ■

本市では、川口市スポーツ協会をはじめとして、スポーツ団体との連携によりスポーツ教室やスポーツイベントの開催など、各種スポーツ施策に取り組んできました。

今後さらに多様化する市民のスポーツニーズに応えていくためには、その担い手であるスポーツ団体の活動を支援し、組織の充実に努めるとともに、指導者などスポーツを「ささえる」人材を育成することが必要です。

また、競技スポーツにおいて、高い競技力を維持向上させるためには、優秀な指導者や選手の育成を支援することが必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培い、心と体の健康を保つため、スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団や学校体育協会等のスポーツ団体の活動を支援します。
- ◆各競技団体の競技力の向上や指導方法の充実を図るため、埼玉県や埼玉県スポーツ協会、各競技団体と連携し、スポーツをささえる指導者等人材の確保・育成に努めます。
- ◆スポーツ選手の競技力向上を図るため、優秀な選手の発掘、育成、強化に取り組みます。

■ 主な取り組み ■

1 スポーツ団体の活動支援

- スポーツ団体や各競技団体の技術力の向上と活動場所の確保などの支援を行い、スポーツ団体の組織の充実に努めます。
- 市民が、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、それぞれの目的、方法でスポーツに親しむことができるよう、スポーツ・レクリエーション団体の活動を支援していきます。

2 スポーツをささえる人材の確保・育成

- 各競技団体の指導者やスポーツ推進委員の資質の向上を図るため、トップアスリートの指導者などによる正しい知識・技術のノウハウを習得できる研修会等の開催を支援します。

3 選手の育成・強化

- 川口市スポーツ協会や各競技団体と連携し、県外遠征、強化練習など選手の育成、強化事業を推進します。



【施策7】文化芸術活動の支援

(1) 文化芸術活動の支援

ア 文化芸術活動の推進

■ 現状と課題 ■

本市では、市民コンサートや寄贈作品展、文化芸術体験事業、アートギャラリー・アトリアでの展覧会やワークショップ、歴史自然資料館を使用したイベント等を開催している他、市内の団体や個人の文化力向上をめざし、それぞれが行う自主的な文化事業や創造的な芸術活動に対し、各種助成制度や補助事業、交付金の交付等により文化芸術活動の推進をおこなっています。

しかしながら、市内文化芸術活動の中核を担う各種文化団体において、人材不足が顕著化している状況が見受けられることや、文化振興交付事業に活用する文化振興基金*への寄附件数の減少により、基金が毎年目減りしている状況等が課題となっています。

今後は、安定的な芸術活動の支援を継続するため、これまでの取り組みに加え、文化振興基金*への寄附に関する税の優遇措置等を強調するなど、積極的な広報・PR活動を展開し寄附件数の確保に努めるとともに、各団体に対し人材の発掘、育成に対する支援が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆市民に文化芸術に触れる機会や創作体験の場を提供し、誰もがゆとりと潤いを実感できる心豊かな市民生活の創出をめざします。
- ◆市民や文化団体等の文化芸術活動を助成制度や補助事業、交付金の交付、施設の貸出等により支援します。
- ◆文化芸術活動を担う人材の発掘、育成を図ります。

■ 主な取り組み ■

1 魅力ある文化芸術の鑑賞事業や創作体験の場の提供

- 市民の音楽文化の向上を図るため、身近に音楽に触れ、楽しむことができる市民コンサートの開催に努めます。

- 市民の文化力向上に寄与するため、伝統芸能をはじめ、幅広い分野の文化芸術に関する体験事業の実施に努めます。
- 本市に寄贈された作品を市内産業団体等と連携して歴史・文化・産業とともに紹介する展覧会の開催に努めます。
- 市民の芸術に対する関心と理解を深めるため、アートギャラリー・アトリアでの企画展、ワークショップの実施に努めます。
- アートギャラリー・アトリアで、気軽にものづくりを学び、作品制作ができる実技講座、研究者や専門家を講師に招き、アートや文化について観る・知る・深めるための鑑賞講座の開催に努めます。
- 小・中・高等学校の児童生徒のアートに対する関心を高めるため、芸術家を学校に派遣するアーティスト・イン・スクール*等の実施に努めます。

2 市民や文化団体等の活動支援

- 文化振興助成事業*を通して、市民の自主的な文化芸術活動を支援します。また、助成事業に活用する文化振興基金*に対する理解・賛同を得、寄附を募るための広報周知を促進します。
- 川口市文化団体連合会、川口市民音楽協会、川口市美術家協会と連携し、川口市文化祭や川口市美術展を実施するとともに、活動に対する補助金交付等を通して各団体を支援します。
- アート活動や作品発表の場として、アートギャラリー・アトリアの展示室及びスタジオの貸出、本庁舎ギャラリーの貸出を行うとともに、利用者募集を広く周知を図ります。

3 文化芸術活動に携わる人材の育成

- 郷土芸能を保存・継承する人材、音楽文化を担う若い世代の人材の育成を初午太鼓コンクール、青少年ピアノコンクール等への支援を通じて行います。
- 文化芸術の分野において顕著な業績を上げ、市民文化の向上発展に貢献し、他の模範となる人物・団体に文化三賞・青少年文化活動奨励賞を授与することにより、文化芸術に携わる人々の活動意欲の向上と市民の文化芸術への関心を促します。
- 市内で音楽活動を行うアーティストが活動できる場の拡充を図るとともに、アーティスト登録制度*の登録アーティストの情報発信に努めます。
- ワークショップなどに協力するアトリア・サポートスタッフの活動を推進します。

イ 文化施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

本市の主な文化施設としては、音楽や舞台芸術の拠点である川口総合文化センター・リアのほか、美術の分野においてはアートギャラリー・アトリアがあります。

平成18年4月に収蔵品を持たない美術施設としてオープンしたアートギャラリー・アトリアは、市民を中心とした来館者とともにアートを創造する「新しい文化」の一翼を担うべく、市民が身近にアートやデザインに出会い、「ものづくりのまち川口」の新しい表現の場として多様な価値観に触れることができる自主企画展覧会や、気軽に参加できるものからアカデミックな内容のワークショップ・実技講座・鑑賞講座等、数々の事業を実施しています。

しかしながら、開館からまもなく15年を経過するアートギャラリーは、展示室床など老朽化による施設の改修及び空調設備など設備機器の計画的な更新が課題となっています。

また、本市には、市民共有の財産である寄贈された数多くの芸術作品がありますが、市内には美術作品専用の収蔵施設がなく、市民等からの新たな作品寄贈に対応することが難しい状況となっています。寄贈作品をはじめとする本市所蔵の美術作品を適切に保存・公開し、「ものづくりのまち」として発展した本市の歴史や創造性豊かな文化を発信する、新たなアートの拠点となる美術館の整備が必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆事業の安定的な運営及び市民の文化芸術活動の活性化のため、施設の改修及び設備機器の更新を計画的に進めます。
- ◆市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む新たな文化芸術の創造・発信拠点として、美術館の整備を検討します。

■ 主な取り組み ■

1 アートギャラリー・アトリアの計画的な施設の改修・設備の更新

- 自主企画等の展覧会や市民の活動の場である貸しギャラリー事業に支障をきたすことがないよう施設の改修・設備の更新に取り組みます。

2 美術館の整備

- 寄贈寄託作品を適切に保管、調査研究し、時代背景とともにわかりやすく展示公開する機能とアート、アーティスト等の連携による新たな経済活動の創出など、新しいアート表現に対応する機能、また、多目的に使用できる展示ホールを備えた美術館を本市が所有する資源の活用等により、コストの縮減を念頭に整備をめざします。



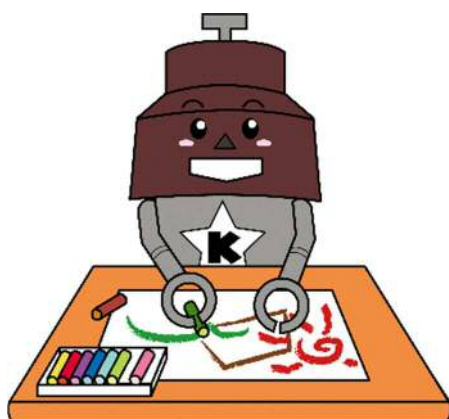
アートギャラリー・アトリア



ワークショップの様子



ワークショップの様子（実技講座）



第4章 地域におけるさまざまな資源の活用

歴史的資源をはじめとするさまざまな地域資源・人材を掘り起こし、教材化を図ったり、広く周知を図ったりすることで、児童生徒、市民の社会や郷土に関する理解を深め、郷土への誇りや愛着を一層高めます。

関連する主な SDGs*のゴール	4 質の高い教育を みんなに 	8 働きがいも 経済成長も 	11 住み続けられる まちづくりを 
---------------------	---	--	--

【施策8】 教育的資源の活用

（1）教育的資源の活用

ア 教育的資源の活用

【施策9】 歴史的資源の保護と活用

（1）歴史的資源の保護と活用

ア 文化財の調査・保存と活用

イ 伝統文化の保存・継承に関わる支援

ウ 古文書・写真等資料の保存と活用

【施策8】 教育的資源の活用

（１）教育的資源の活用

ア 教育的資源の活用

■ 現状と課題 ■

グローバル化が進展する中、自分たちが暮らすまちへの理解や、地域に対する愛着を深めることが現代の子どもたちには求められています。

自分たちが暮らしている地域や社会の中にも、視点をもって見つめ直すと学習の中で活用できる地域資源・人材が数多く存在しており、それらの教材化を積極的に図っていくことは、「しなやかさとたくましさをそなえた人材を育てる川口の教育」には大変重要であると考えられます。将来を担う子どもたちが地域の人たちと直接ふれあうことに加え、ICT*を活用するなど、さまざまな学習の機会を通して郷土、社会などについて学び取り、豊かに生きていくための力を一人ひとりに身に付けさせていくことが求められています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆児童生徒が見学や体験的活動などさまざまな学習活動を展開するためにも、関係諸機関と連携を図りながら地域資源・人材の有効的な活用を推進します。
- ◆関係各部課と連携を図りながら、社会に対する児童生徒の関心を高め、社会についての理解を深める教育を推進します。
- ◆郷土に対する愛着を深めるためにも、身近にある地域資源・人材を取り上げ、郷土川口についての理解を深める教育を推進します。
- ◆より多くの子どもたちが、自分たちが暮らすまちへの理解や、地域に対する愛着を深めることができるようになるよう、ICT*を活用して、郷土や社会などについて情報を発信します。

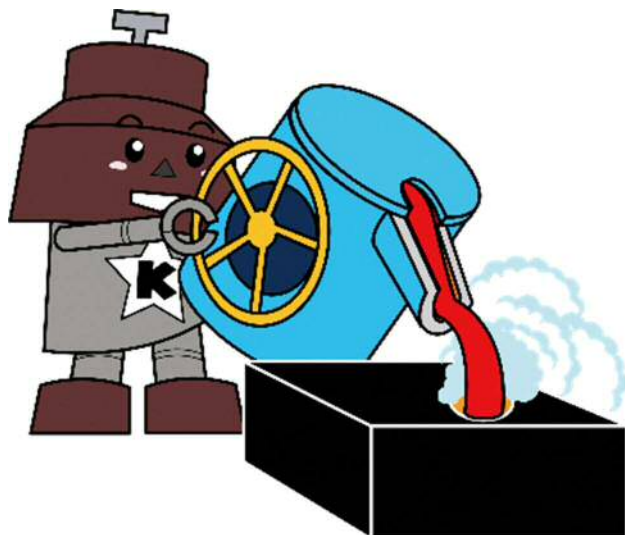
■ 主な取り組み ■

1 身近な地域資源・人材の有効的な活用

- 公民館、図書館、科学館、文化財センターなどの公共施設及びそこで働く人や利用する人、工場、農家、店、商店街など地域の産業や生活等に関わるものなど身近な地域資源を教材として取り上げて学習を深めています。特に、実際に児童生徒が現地を見学したり、直接関係者から話を聞いたりする体験的な活動（ICT*を活用した体験的な活動も含む）を重視した学習を行うためにも、関係施設、関係の深い人々と連携を図り学習効果を高めます。

2 郷土川口についての理解を深める教育の推進

- 自分たちが暮らすまち川口の特色について理解を深めるとともに、郷土川口への愛着を深めるために、身近にある市内の地域資源・人材を積極的に取り上げ、教材化を図った学習を推進します。
- 市内に残る文化財や年中行事、地場産業、市産品などを教材として取り上げて学習を進めていく中で、歴史教室の実施、鋳物工場などの工場見学等の体験的（ICT*を活用した体験的な活動も含む）、具体的な活動を組み入れ、学習の充実を図ります。



【施策9】歴史的資源の保護と活用

（1）歴史的資源の保護と活用

ア 文化財の調査・保存と活用

■ 現状と課題 ■

川口市内にある歴史上・学術上価値の高い文化財を調査・記録・保存し、将来に向かって保護できるように、特に重要なものについては、文化財指定を行い、修理や管理における補助事業を実施しています。

これらの指定文化財や発掘・収集した文化財資料は、市のみならず国民的財産であることから、文化財センターや郷土資料館等で展示公開するほか、文化財マップを作成し、市民に広く周知しています。

そして、市内における貴重な文化財を消失することなく、どのように保護し次世代に継承していくかが今後の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆文化財の調査を積極的に進め、歴史上・学術上価値の高い文化財については指定をします。
- ◆指定文化財の中で修理・復旧等が必要な文化財については、補助事業として事業を実施し、保護・保存に努めます。
- ◆文化財センターや郷土資料館等において、収集した文化財を常設展示するとともに、テーマを設けて計画的に企画展等を実施して広く紹介します。

■ 主な取り組み ■

1 文化財の調査及び指定

- 文化財の調査を進め、歴史上・学術上価値が高いと判断した場合、文化財指定し、保護に努めます。

2 文化財の管理・修理・復旧における支援

- 文化財の中には、年月が経つ中で自然に劣化していくことも少なくありません。指定文化財の管理及び修理をする際の支援をします。

3 常設展示や計画的な企画展示等による公開・活用

- 常設展示に加え、企画展等を計画的に実施し、収蔵資料のみならず、通常公開されていない文化財についても、所有者の協力を得ながら、紹介します。



市指定有形文化財 八雲社社殿（旧金山権現社社殿）

イ 伝統文化の保存・継承に関わる支援

■ 現状と課題 ■

市内には、「安行藤八の獅子舞」、「江戸袋の獅子舞」、「領家の囃子と神楽」、「安行原の蛇造り」、「川口の木遣」など、江戸時代から続く郷土芸能・民俗行事があり、なかでも歴史上・芸術上・学術上価値が高いものについては、市指定無形民俗文化財*として保護しています。

これらの伝統文化は、地域の人々によって保存会が結成され、保存と継承がなされています。しかしながら、先人たちが長い年月をかけて伝承してきた伝統文化を絶やさないように、保存会の懸命な取り組みにもかかわらず、後継者が不足していることや都市化の進展、社会の変化等によって、継承が難しくなっているのが現状です。

また、鋳物業や植木業などにおける伝統的な技術・道具についても、保護・継承への支援ができるようにしていくことも課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆郷土芸能や民俗行事、地場産業などにおける民俗技術の調査を進め、価値の高いものについては文化財指定し、保護に取り組みます。
- ◆伝統文化の保存・継承に関わる支援を行います。
- ◆伝統文化の保存・公開活動を市民に向けて広く普及していきます。

■ 主な取り組み ■

1 伝統文化の調査及び文化財指定

- 郷土芸能や民俗行事、地場産業の民俗技術など伝統文化の調査を進め、歴史上・芸術上・学術上価値が高いと判断した場合、無形民俗文化財*等に指定し、保護に努めます。

2 伝統文化の保存・継承に関わる支援

- 郷土芸能・民俗行事を保存・継承していくため、その活動に関わる補助金を交付するなどの支援をします。

3 保存・公開の広報活動

- 文化財センターや郷土資料館等において伝統文化についての展示紹介をするほか、市の広報や文化財センターのホームページ等を活用し、伝統文化を広く周知します。



市指定無形民俗文化財 江戸袋の獅子舞

ウ 古文書・写真等資料の保存と活用

■ 現状と課題 ■

本市にとって歴史上・学術上価値が高い文化財の中で、書跡、典籍、古文書等の資料の保存とともに、市内の様子を映した写真資料の収集・保管を行っています。収集した古文書等には、近世・近代のものや絵図も多く、全て1点しか存在しないものです。

そのため、文化財としての価値を失わないよう、温度・湿度の管理、防虫の方法など、他の機関との連携を図りながら、より良い保存方法について研究し、保管を行います。

また、多数ある歴史的文書・写真等を必要に応じて利便活用を図るため、データベース化を進めていくことや、解読・展示・閲覧などの活用の方向性を検討することが今後の課題となっています。

■ 施策の方向性 ■

- ◆古文書等の中でも歴史上・学術上価値が高いものを収集します。
- ◆古文書等の資料について、将来も文化財としての価値を失わない保管方法の研究に取り組みます。
- ◆多数ある収蔵文書・写真等を必要に応じてすぐに取り出せるように、データベース化を進めます。
- ◆古文書等資料の解読・展示・閲覧などの活用の方向性を検討します。

■ 主な取り組み ■

1 文書の収集

- 歴史的な古文書のみならず、現在の文書も含め、将来残していく必要のあるものについて積極的に収集します。

2 古文書等の保管方法の研究

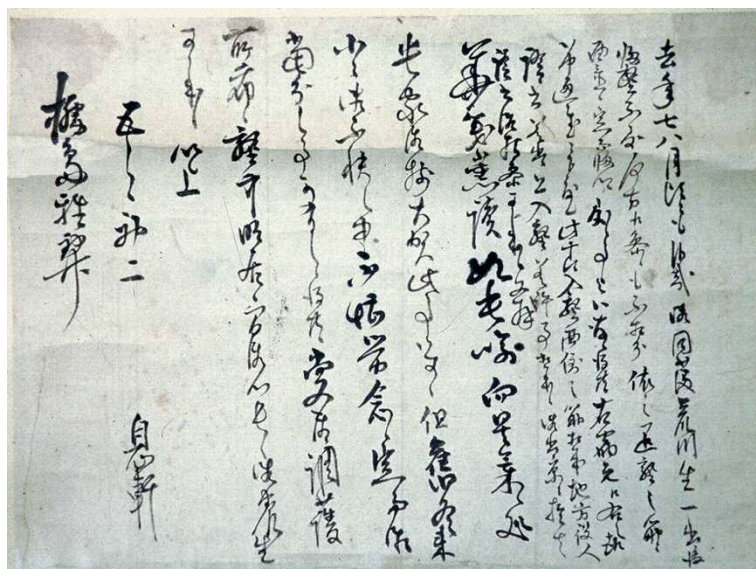
- 古文書等資料を光や湿度、虫や鼠などから守ることは、大変重要です。保管方法や日頃からの管理について研究を深め、取り組んでいきます。

3 古文書・写真資料等のデータベース化

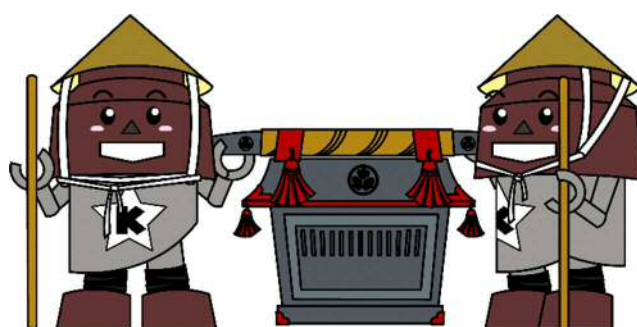
- 収集した古文書・写真資料等を必要に応じてすぐに取り出せるよう、整理に努めるとともに、データベース化を進めていくことで活用しやすい環境をつくります。

4 古文書・写真等の活用方法の検討

- 古文書等資料の解読を進め、展示や閲覧など活用するための方法を検討します。



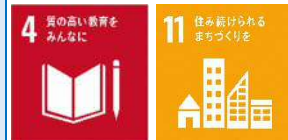
市指定有形文化財 安井息軒書翰及び同家奉公人請状



第5章 教育行政経営の基盤強化

教育関連施設を教育行政の資源と捉え、安全かつ適正に整備することにより、教育行政経営の基盤強化を図るとともに、効率的な管理・運営を行うことにより、良好な教育環境のもとで、市民の自己教育、相互教育の発展をめざします。

関連する主な
SDGs*のゴール



【施策 10】教育施設の適正化

(1) 教育施設の整備・充実

- ア 学校施設の整備・充実
- イ 社会教育施設の整備・充実
- ウ スポーツ施設の整備・充実

【施策10】教育施設の適正化

(1) 教育施設の整備・充実

ア 学校施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

学校施設の整備については、児童生徒等の安全を確保するため耐震化を優先して進め、全ての幼稚園・小学校・中学校の施設について平成28年度までに完了しました。高等学校については、市立高等学校3校を再編・統合した川口市立高等学校が、平成30年度に新たな校舎で開校し、順次進めてきたアリーナ棟等の施設についても令和3年度に整備が完了します。

一方で、施設の多くは建築後30年以上を経過し、老朽化が著しい学校施設も多くなっているため、必要に応じて適宜適切な修繕や改修を行い、施設の健全性を維持することが重要です。さらには、施設の改修や更新には多額の費用が必要であることから、中長期的な視点での計画的な整備が求められます。

■ 施策の方向性 ■

- ◆学校施設は児童生徒等が1日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を果たしていることから、安全性の確保を最優先に施設整備を進めます。
- ◆社会の多様性や生活様式の変化を考慮し、施設の機能性を向上させるとともに、新たな教育内容や教育方法の変化に対応できるよう、学習環境の整備に努めます。
- ◆施設の老朽化対策については、川口市学校施設長寿命化計画に示された中長期的な整備方針、整備計画に基づいて整備に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 安全・安心な施設整備の推進

- 天井や外壁材などの非構造部材*や、ブロック塀等の安全性について、継続的な点検を行い、必要に応じて適切に対策を講じます。
- 夏季の学校活動や部活動において安全に活動できる環境を整備するとともに、災害時の避難所としての機能向上を図るため、中学校体育館に空調機の設置を進めます。

2 学習環境及び生活環境の整備

- 時代に即した新たな学習内容や多様な指導形態に対応できるよう、学習環境の向上に努めます。
- 生活様式の変化や社会の多様化に対応するとともに、バリアフリーの観点も考慮し、誰もが快適に過ごせる学校の生活環境の整備に努めます。

3 学校施設の老朽化対策の推進

- 施設を将来にわたり長く使い続けるために、継続的な点検を実施し、日常的な維持管理に努めるとともに、経年により劣化の著しい部分については緊急性や必要性に応じて適宜適切に維持補修を進めます。
- 老朽化の進んだ学校施設については、川口市学校施設長寿命化計画の方針に基づき、中長期的な視点に立ち、改修や改築を検討します。



川口市立高等学校・附属中学校 校舎

イ 社会教育施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

本市では、中核的な社会教育施設として位置づけている、公民館、図書館を中心に、多くの市民の参加による生涯学習活動が展開されていますが、社会教育施設の多くは、昭和40年代から50年代の第二次高度経済成長期に建設・整備されたため老朽化が進行しており、今後も事業を継続的に行っていくためには、耐震化や改修・改築工事等を計画的に行う必要があります。

また、施設の整備にあたっては、少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化に対応するとともに、施設の利用実態等も踏まえ検討していくことも必要です。

■ 施策の方向性 ■

- ◆耐震化や改修・改築工事等を計画的に行い、施設の安全性の確保や機能の充実に努めます。
- ◆施設整備にあたっては、少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化とあわせ、施設の利用実態等も踏まえ効率的な整備を検討します。

■ 主な取り組み ■

1 社会教育施設の計画的な整備

- 耐震化や改修・改築工事等により、安全性の確保や機能の充実に取り組めます。
- 少子高齢化に伴う人口減少や社会構造の変化に対応するとともに、施設の利用実態等も踏まえた施設整備を検討します。



領家公民館



前川図書館

ウ スポーツ施設の整備・充実

■ 現状と課題 ■

本市では、スポーツを身近に捉え、誰もがスポーツに親しむことができるようスポーツ施設を整備していますが、建築年数の経過による老朽化対策が課題であり、今後は、バリアフリー化を含め、施設の改修や設備機器の更新などを計画的に進めていくことが必要となっています。

また、多様な市民ニーズや社会環境の変化に的確に対応するために、サービスや施設の運営など、常に改善することも求められており、これらに対応するため、多様な運営主体として、指定管理者制度*を導入しているところでもあります。

■ 施策の方向性 ■

- ◆誰もがスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会を実現するために、いつでも楽しく安全にスポーツ活動に親しめる施設として、また地域コミュニティの活用拠点として、スポーツ施設の整備・充実に取り組みます。
- ◆施設の整備、改修及び設備機器の更新を計画的に進め、安全・安心な管理運営に取り組みます。
- ◆施設の管理運営体制については、市民の健康・体力づくりやスポーツに対する需要に応え、スポーツ活動の場として質の高い市民サービスの提供に努めます。

■ 主な取り組み ■

1 スポーツ施設の整備

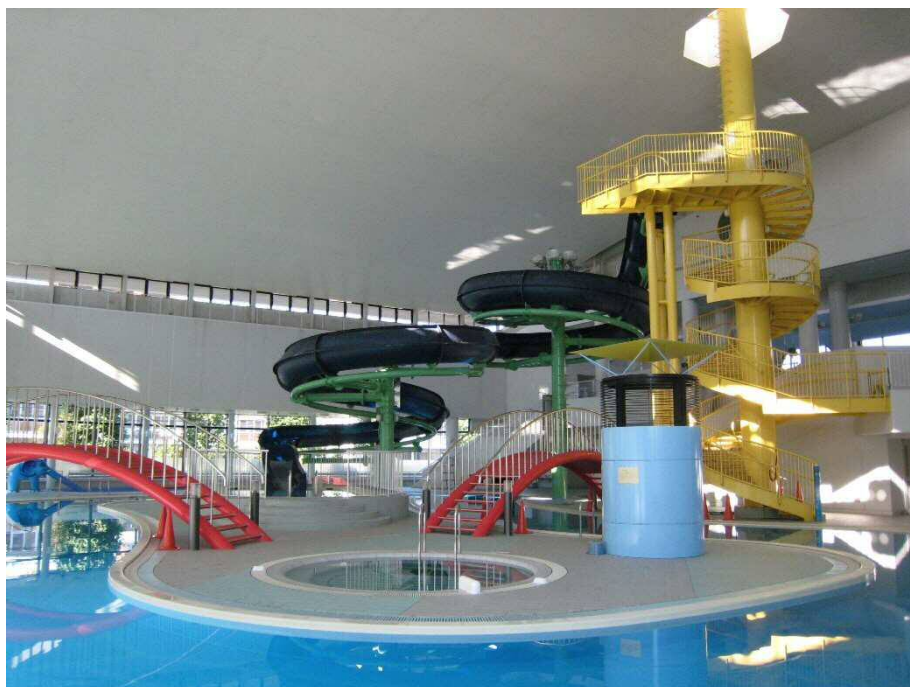
- 市民が、スポーツ活動に親しめるよう、既存のスポーツ施設の有効活用とスポーツ施設の整備を推進します。
- 子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方や障害のある方など、誰もが安心してスポーツに親しめる施設づくりの実現のため、バリアフリー化の推進に努めます。

2 施設の改修・設備機器の更新

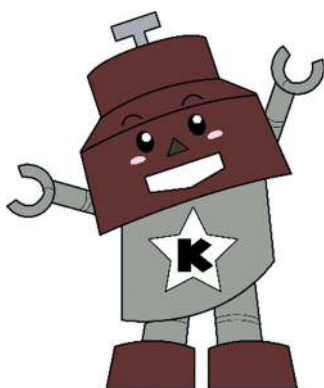
- スポーツ施設は、地域コミュニティの拠点としても活用されており、利用者ニーズを踏まえ、計画的な施設の改修及び設備機器の更新に努めます。

3 管理運営体制の見直し

- 多様な市民ニーズ、社会環境の変化に的確に対応するため、指定管理者制度*など、民間能力の活用等により、効率的な施設管理運営に努めます。



西スポーツセンタープール



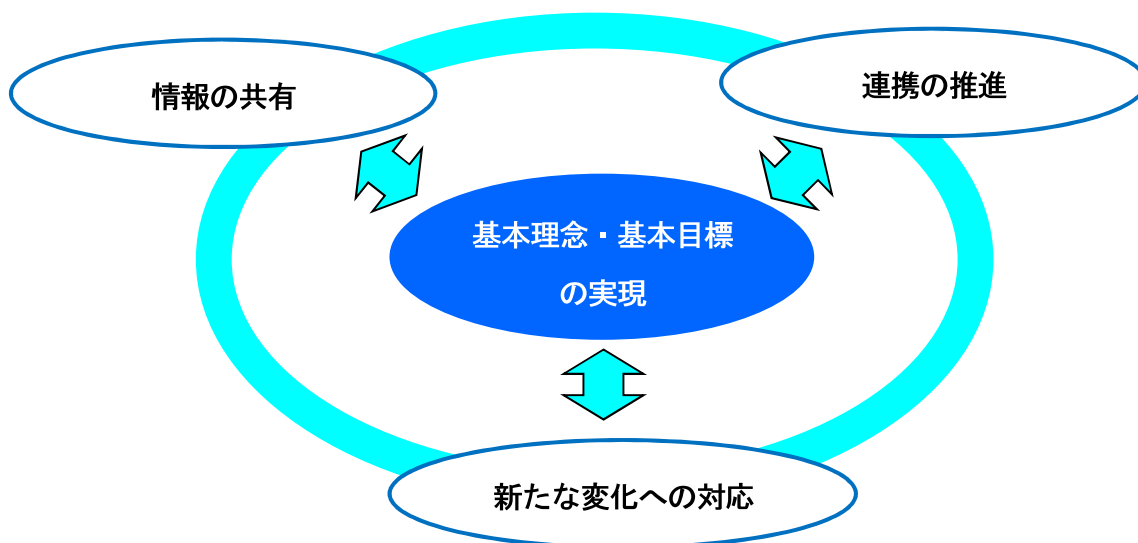
第3編 計画推進にあたって

第1章 計画の実現にむけて

1 基本的事項

計画の実現に向けては、施策や取り組みを確実に進めること（実行性）とともに、それらを効果あるものとする（実効性）が求められます。本計画での実行性を確保し、実効性を高めていくために、情報の共有、連携の推進、新たな変化への対応という3つの事項に留意していきます。

また、本計画の実現には各施策を実施するための予算や人員が必要となります。そのため、引き続き国や県に対して教育予算の拡充や教職員定数、加配等の教職員の配置面などの充実について積極的に働きかけ、必要な予算や人員の確保・充実に努めていきます。



2 情報の共有

本計画の実現に向け、多様な主体が連携して課題に取り組み、目標を共有しながら進めていくためには情報の共有が必要です。そのため、本計画の実現のため必要となる情報はじめとする社会の様々な情報を幅広く収集・発信していきます。

併せて、本計画の取り組みにより得られた成果の発信を行うことにより、本市の魅力を広め、本計画のさらなる推進に努めていきます。

3 連携の推進

(1) 学校・家庭・地域との連携

今日、教育における課題は多様化・複雑化しており、本計画の推進にあたっては、教育行政だけではなく、学校・家庭・地域との連携が重要になります。そのため、引き続き学校・家庭・地域社会との連携を図り、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた人間形成を推進するとともに、市民が生涯にわたり学び続ける地域社会の実現に向けて、教育施策を展開していきます。

(2) 関係部局間・関係諸機関等との連携

各施策に連動し、教育委員会における横断的な推進体制が迅速かつ柔軟に組めるよう、教育委員会の組織及び職員間の連携の一層の強化を図ることにより、本計画を総合的に推進します。

教育を取り巻く課題は多様化しており、さまざまな諸課題に対応するため、教育委員会以外の関係部局間及び関係諸機関との連携を図りながら、情報の共有化、協力体制の充実などを推し進めます。

4 新たな変化への対応

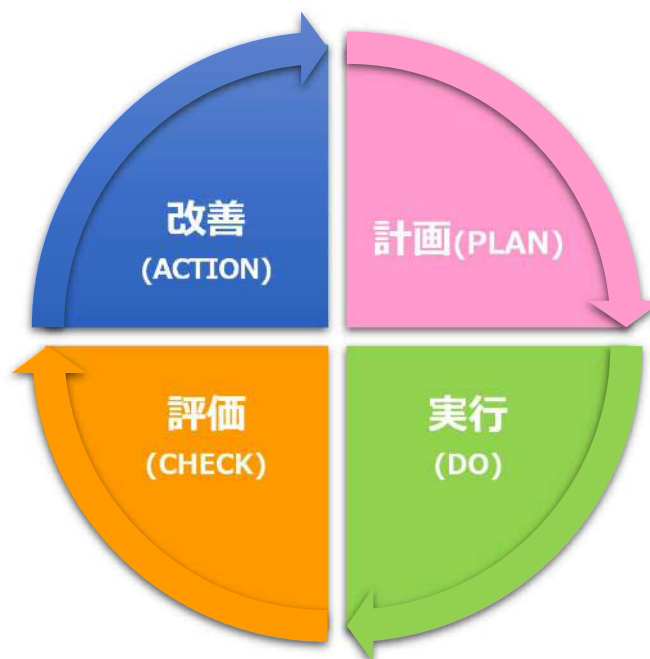
急速な社会情勢の変化により、計画策定時には想定されなかった教育上の課題が生じることも考えられます。その際には、社会情勢の変化に即した新たなニーズ等を適切に把握し、実効性のある計画となるよう努めていきます。

また、そのような変化に迅速に対応できるよう、本計画の実現に向けた様々な取り組みを通じて職員の資質向上に努めるとともに、本計画の趣旨をもとに、SDGs*（持続可能な開発目標）の視点を取り入れて対応内容を検討していきます。

第2章 効果的な計画の推進にむけて

1 計画の進行・管理

本計画の実効性を高めるためには、P（Plan：計画）D（Do：実行）C（Check：点検・評価）A（Action：改善）というPDCAサイクル*のもと、進行管理、点検・評価を実施し、これらの活用を十分に図るとともに、広く外部からの意見を聴き、具体的な事業を検討することが必要です。本市では、毎年度、施策や取り組みの実施状況を自ら点検評価していくとともに、併せて教育に関する学識経験を有する外部の方々からの知見の活用を図る外部評価を行っています。その結果をその後の施策や取り組みに生かしながら、効果的な教育行政の推進を図り、結果を公表することで、市民への説明責任を果たし、計画の進行・管理を今後も一層推進します。



2 指標

基本目標Ⅰ 子どもがのびのび学べる環境づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
埼玉県学力・学習状況調査*において県平均を上回る項目数	埼玉県学力・学習状況調査*において小学校4年生から中学校3年生までの国語、算数・数学及び英語の全項目数14項目の中で、埼玉県平均正答率を上回った項目数。 この数を把握することで本市の学力の定着度を測ることができると考えこの指標を設定した。	平成27年度は14項目のうち県平均を上回る項目が6項目のみに留まっていたが年々上回る項目数が徐々に増え、平成31年度は9項目で上回るに至った。今後、10項目以上で上回りそれを維持することをめざし、目標値を設定した。	全14項目のうち 9項目	全14項目のうち 10項目	22
英語教育実施状況調査において中学校第3学年におけるCEFR A1(英検3級)レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合	中学校第3学年におけるCEFR A1レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数の割合。 生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育を充実させることにより、グローバル化に対応した国際社会に貢献できる人材を育成することが重要であることからこの指標を設定した。	グローバル人材の育成には、生徒の着実な英語力向上をめざしたPDCAサイクル*を構築した英語教育の改善を行うことが重要である。そこで、義務教育最終学年の中学校第3学年において、CEFR A1(英検3級)レベル相当以上の英語力を有すると思われる生徒数を、政府の目標値以上の70パーセントに設定し、取り組むこととした。	37.8%	70%	26
特別支援学級*設置校数	小・中学校における特別支援学級*設置校数。 国や県のインクルーシブ教育システム*構築の政策のひとつに、「多様な学びの場」の充実があげられている。特別な支援を必要とする児童生徒が地元の小・中学校で学ぶ環境を作るためにも、特別支援学級*の設置促進は重要であることからこの指標を選定した。	川口市は拠点校方式*により、特別な支援を必要とする児童生徒が、課題克服に向けて少人数で効果的に学ぶことをめざしている。インクルーシブ教育システム*の構築に向けた特別支援教育*を推進するためにも設置率70%をめざして、今後も適正規模、適正配置をめざし計画的に設置を進めていく。	小学校21校 中学校12校	小学校40校 中学校15校	32
将来の夢や目標を持っていると回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査*の質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 将来の夢や目標を描ける児童生徒を増やすことが児童生徒の学校生活への意欲や主体性の向上につながることから、この指標を設定した。	夢や目標を持つ児童生徒を増やすことが児童生徒の学校生活への意欲や主体性の向上につながるからこの目標を設定した。	小学校6年生 83% 中学校3年生 73%	小学校6年生 毎年前年度を上回る 中学校3年生 毎年前年度を上回る	36
全国学力・学習状況調査*の質問紙のうち、自尊感情、規範意識を示す割合	全国学力・学習状況調査*で実施している質問紙の中の「自分には、よいところがあると思いますか」「学校のきまり(規則)を守っていますか」の項目について「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合。 自尊感情、規範意識を高めることが、豊かな心を育むことにつながるから、この指標を設定した。	小学校においては2項目とも市内平均は、全国平均を上回るものの県平均には及ばない状況である。中学校においては、「規則を守ること」について、依然、県及び全国を下回る状況であり課題となっている。よって引き続き全国平均より高い数値となっている県平均を基準とし、県平均を上回る目標値とした。	「自分には、よいところがあると思いますか」 小学校 78.2% 中学校 72.0% 「学校のきまり(規則)を守っていますか」 小学校 92.9% 中学校 95.8%	「自分には、よいところがあると思いますか」 小学校 83% 中学校 75% 「学校のきまり(規則)を守っていますか」 小学校 95% 中学校 97%	36

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
各学年において「人権感覚育成プログラム*」を活用した割合	市内小・中学校の各学年において人権感覚育成プログラム*を活用した割合。 ここまで、人権感覚育成プログラム*を校内研修に取り入れることで、人権感覚を育成する教員集団の育成に努めてきた。 今後は研修を生かし、実践に移していくために本指標を設定した。	人権感覚育成プログラム*を校内研修で活用した割合は100%となり、教員の意識は高まってきたものと考えられる。 しかし、授業での活用となると100%ではなく、また全ての学年においての活用はされていないのが現状である。 今後は計画的に人権感覚を育成することが求められることから、より徹底を図るために小学校では2学年ごと、中学校では各学年での活用の割合を目標値として設定した。	小学校 92.3% 中学校 88.4%	小学校 第1・2学年 100% 第3・4学年 100% 第5・6学年 100% 中学校 第1学年 100% 第2学年 100% 第3学年 100%	40
小児生活習慣病予防検診受診率の割合	肥満度30%以上の児童生徒を、小児生活習慣病予防検診の対象者としているが、対象者が当該予防健診を受診し、あらためて自らの状況を自覚することが、糖尿病や高血圧など、生活習慣病の低年齢化が進むその要因である肥満の解消につながり、検診対象者が低減していくと考えられることから、この指標を設定した。	令和元年度実績の36%増とした。 (厚生労働省が、児童生徒の肥満児割合の目標値を設定しているが、その数値を基に、小児肥満の児童割合を8%とし、その目標値をめざすため。)	59.1%	80.7%	42
体力テストの全国平均を上回っている項目数の割合(小学校6年生、中学校3年生)	各学校が実施している体力テストにおいて、全国平均を上回る項目数の割合。 客観的な基準により、各学校及び児童生徒一人ひとりに応じた課題解決への取り組みや体力向上の状況を示す数値であることから、この指標を選定した。	体力テスト男女合計16種目のうち、小学校6年生で9種目以上、中学校3年生で11種目以上の平均値が、全国平均を上回ることをめざして、この目標値を設定した。	小学校6年生 56% 中学校3年生 56%	小学校6年生 56% 中学校3年生 68%	44
高等学校卒業後、大学への進学者と国公立大学進学者の割合	市立高等学校の卒業生のうち、現役生の大学進学者及び国公立大学へ進学した生徒の割合。 大学への進路指導を強く推し進めていくことからこの指標を設定した。	市立高等学校が、国公立大学進学者型の教育課程を編成し、約90%の生徒が4年制大学進学希望であることから設定した。	令和元年度卒業生 4年制大学進学者 60.4% 国公立大学進学者 3.5%	大学進学者 95% 国公立大学進学者 15%	46

基本目標Ⅱ 子どもの成長をサポートする基盤づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
教育研修生「教育指導パワーアップ研修」受講修了者の割合	採用2年次～4年次の教員における教育研修生研修「教育指導パワーアップ研修」受講修了者の割合。 経験豊富な教職員の大量退職期に伴う若手教員の増加により、一層の資質向上が必要であることから、この指標を設定した。	本研修は、意欲が高く、且つ学校長の推薦を受けた教員に対して行う研修である。2年次以降の研修の機会を確保し、各教科等における指導法や学級経営等の資質向上を目標としている。このことから2年次～4年次の間に教育研修生研修「教育指導パワーアップ研修」の70%の受講をめざし、この目標値を設定した。	47% 2年次～4年次の 教員数350名 研修受講者数 165名	70%	54
いじめの解消率	いじめ認知件数に対する解消率(翌年度6月末実績値)。 いじめは重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。いじめの解消に向けて、早期発見・早期対応をすることが重要であることからこの指標を選定した。	一人ひとりの児童生徒にとって、明るく安心して学べる学校であるためには、認知したいじめを全て解消することが不可欠であるため、この目標値を設定した。	小学校 94.1% 中学校 93.2%	小学校 100% 中学校 100%	60
不登校児童生徒の割合	全児童生徒数に対するの不登校児童生徒の割合。 平成27年度以降、少しずつ改善が図られてきたが、平成29年度から不登校傾向の割合が増え続けている。このことから不登校児童生徒を減少させることが喫緊の課題であると捉え、学校や関係機関と連携を図りながら現状値からの改善を進めることをめざし、本数値を設定した。	適切なサポートにより、不登校児童生徒の減少をめざすため「現状値を下回る」とした。	小学校 0.74% 中学校 4.25%	現状値を下回る	62
不登校児童生徒への指導の結果、好ましい変化がみられた割合	文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等児童生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校生徒の中で支援の結果好ましい変化がみられた生徒の割合。 不登校に対する社会の見方が「問題行動」から「理解し受容するもの」へと変化していることから、学校が行っている不登校児童生徒への支援において、社会的に自立するための力を身に付けることが必要であるため、この指標を選定した。	中学生という心身ともに不安定な思春期の不登校生徒に対し、学校は様々な支援策を考え、他機関と連携しながら対応を行っている。不登校は「誰にでも起こり得るもの」とはいえ、何らかの好ましい変化をめざしていることから、この目標値を設定した。	中学校 38.5%	前年度を上回る	62
地域の方に勉強や運動を教えてもらっている児童の割合(小6)	埼玉県学力学習・調査における児童質問紙調査「地域の大人に勉強やスポーツを教えてもらったり、いっしょに遊んでもらったりすることがありますか」への好意的回答をしている児童の割合。 子どもの成長をサポートする基盤づくりに向けて、学校だけではなく家庭・地域にもより積極的に関わってもらう必要性を感じ、その成果をみとめるために埼玉県学力・学習状況調査*における児童質問紙の本項目を指標として設定した。	コミュニティ・スクール*等の活動を通して5年間をかけて基盤の整備推進を図り、現状値を上回ることをめざし設定した。	41.8%	現状値を上回る	68

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
地域・社会をよりよくするための参画意識 (中3)	全国学力・学習状況調査*生徒質問紙「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に対して好意的回答を示している生徒の割合。 子どもの成長をサポートする基盤づくりに向けて、学校だけではなく家庭・地域にもより積極的に関わってもらうことが、生徒にとっての参画意識の醸成につながると捉え、全国学力・学習状況調査*における生徒質問紙の本項目を指標として設定した。	コミュニティ・スクール*等の活動を通して5年間をかけて基盤の整備推進を図り、現状値を上回ることをめざし設定した。	35.3%	現状値を上回る	68
各学校における「学校応援団*平均活動回数」(年間)	市内小・中学校の各学校の学校応援団*の1校当たり年間の平均活動回数(安心安全見守り活動を除く)。さらなる活動内容の充実が、学校・家庭・地域の教育力の向上につながることから、この指標を設定した。	登下校の見守り活動については、多くの活動回数があり定着しているが、学習支援や地域活動と連携した活動などその他の活動を充実させていく必要がある。年間の授業時数などを考慮し、令和7年度までに20回程度増やすことをめざして、この目標値を設定した。	小学校 122.8回 中学校 26.2回	小学校 140回 中学校 40回	68
放課後子供教室*の実施校数	市内小学校において放課後子供教室*を実施している校数。放課後子供教室*実施校数の増加が、子どもたちの安全・安心な居場所の確保及び、幅広い地域住民等のさらなる参画につながることから、この指標を設定した。	放課後子供教室*を市内全ての小学校で実施することをめざして、この目標値を設定した。	小学校 28校	小学校 52校	68

基本目標Ⅲ 市民が自己実現をめざせる環境づくり

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
生涯学習施設の年間利用者数 ※南平文化会館を除く	市内公民館及び専門施設の年間利用者数。 今日的課題や市民ニーズに合わせた学習機会の提供とその成果を示すものとしてこの指標を選定した。	年間利用者数を、令和7年度までに3%増加をめざし目標値を設定した。	2,240,811人	2,308,035人	74
公民館及び専門施設の年間講座参加者数	市内公民館及び専門施設主催の年間講座参加者数。 今日的課題や市民ニーズに合わせた学習機会の提供とその成果を示すものとしてこの指標を選定した。	年間利用者数を、令和7年度までに3%増加をめざし目標値を設定した。	216,107人	222,590人	74
図書館年間利用者数(入館者数)	図書館資料貸出数で捉えたと閲覧等の場合数値に含まれないため、利用者数(入館者数)とした。	平成26-30年度の5年平均増減率-1.7%を平成30年度実績値にかけたものを低位、平成30年度の実績値を現状維持としたものを高位とし、その中間値を算出した。	1,608,239人	1,687,752人	76
科学館の年間利用者数	科学館における科学展示事業・天文台事業・プラネタリウム事業の参加者数、科学出張教室・太陽観測出張授業・夜間出張観望会などの館外事業参加者数。科学への市民の興味・関心を引く事業の充実や、博学連携*をめざした理科教育への支援の成果を示すものとして、この指標を選定した。	科学館の平成30年度の利用者数を基準として、1%増の目標値を設定した。 ※令和元年度は、特別展を実施したことにより、平年に比べて大幅に利用者が増加したため、平成30年度を基準値とした。	198,959人	197,628人	78
スポーツ施設の年間利用者数	市民のスポーツ・レクリエーションに対するニーズや健康に対する意識も高まっており、スポーツ活性化を促進し、健康・体力づくりやスポーツ人口の拡大を示すものとして、この指標を選定した。	令和元年度の現状値に、新型コロナウイルス感染症防止対策等に伴う施設休止による減少分を加算したものを低位、施設の大規模改修等による施設休止を行う以前の平成28年度の施設利用者数を高位とし、その中間値を目標値とした。	2,154,439人	2,366,171人	80
文化芸術事業に携わる団体・個人の数	文化芸術活動を担う人材の育成を促進するにあたり、実態を捉える数値として、設定した。	文化芸術団体の会員のほか、審議会等の委員、イベントの出演者、展覧会の出展者、ワークショップの講師等として、本市文化芸術事業に携わる団体・個人の数毎年増加させることを目標とした。	1,582人	前年実績値の2%増	84

基本目標Ⅳ 地域におけるさまざまな資源の活用

指標名	指標の定義・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	頁
文化財センター及び分館への年間来館者数	文化財の調査・保存や伝統文化などの文化財情報を市民へ発信する場である常設展示・特別展示等において、情報を共有していただいた市民の人数として、この指標を設定した。	これまでの実績を踏まえ、約5,000人の増加を目標とする。	72,625人	77,500人	92
古文書・写真等資料の収蔵点数	解説・データベース化し活用されていく前提となる、古文書・写真等資料の収蔵(寄贈・寄託)されている数として、この指標を設定した。	これまでの実績を踏まえ、約500点の増加を目標とする。	90,758点	91,250点	96

■資料

用語集

あ行

アーティスト・イン・スクール P85

川口市立の小・中学校にアーティストやデザイナーを講師として派遣し、図工・美術の時間に特別な授業を行うもの。

アーティスト登録制度 P85

川口市に在住、在勤又は出身等、ゆかりのある個人又は団体の音楽アーティストを発掘し、その活動内容を紹介することで活動の場や文化芸術に親しむ機会の拡充を図ることを目的としたもの。

ICT P4、24、25、28、29、74、75、90、91

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術。情報や通信にかかる技術の総称。特に情報通信によるコミュニケーションの重要性を強調するため、IT と区別して使われることが多い。

アイデンティティ P25

環境や時間の変化にかかわらず、自己が連続する同一のものであること。自己同一性と訳されることが多い。

アクティブラーニング P53

教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学習者が能動的に学習することによって、認知的、論理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。

いじめゼロサミット P61

川口市立小・中学校代表児童生徒が集まり、いじめの問題について考え、いじめ根絶に向けての意見交換等を行う会議。いじめ問題の取り組みの中核となるリーダーを育成するとともに、多様な取り組みの実施を一層推進する、川口市いじめ問題対策協議会主催の取り組み。

いじめ相談テレフォン

P61、65

いじめで悩んでいる児童生徒・保護者の相談を行う電話回線。毎週月曜日～金曜日 9 時～18 時（土曜日・日曜日・祝日を除く）。

いじめ相談メール

P61、65

いじめで悩んでいる市立小学校・中学校・高等学校に在籍の児童生徒及び、その保護者の相談に対応するメール。

いじめ対応教員

P61、65

「川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例」により、平成 29 年から設置された川口市独自の校務分掌。各学校でのいじめへの対応をはじめ、「子ども関係団体との連携」や「いじめから子どもを守る委員会」との連携等、いじめの撲滅について、中心的役割を担っていく教員。

いじめ予防ピンクピンバッジ

P61

川口市いじめ問題対策協議会の取り組み。6 月・9 月・11 月・2 月の年 4 か月を中心に「いじめ予防強化月間」として、市内各校の児童会・生徒会が中心となって、いじめ撲滅のため着用する象徴バッジ。カナダ発祥の「ピンクシャツデー」をモデルとした、ピンクシャツ型のピンバッジ。

イングリッシュサマーキャンプ

P25、27

英語を使って他者と積極的にコミュニケーションを図る実践的表現力を高めることを目的とし、市内小学校 6 年生の希望者を対象として、夏季休業中に実施している行事のこと。

インクルーシブ教育システム

P32、110

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。

インターンシップ

P47

就労経験を積むために、学生等が企業や組織において労働に従事すること。

AI P4、5、22、28

Artificial Intelligence の略称。人工知能。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した、当該機能の活用に関する技術のこと。

SNS P7、38、64、79

Social Networking Service の略称。Web 上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

SDGs（持続可能な開発目標） P3、19、51、73、89、99、108

Sustainable Development Goals の略称。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標（持続可能な開発目標）のこと。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられ、2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

SDGs の 17 のゴール



「親の学習」プログラム P69

家庭の教育力の向上をめざして行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。

か行

科学技術創造立国

P46

科学技術・技術革新を積極的に推進し、知的財産の創造・活用を促進することによって、国の発展を図ろうとする考え方。

学習指導要領

P5、22、29、31、66、67、79

文部科学省が定める、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準のこと。全国のどの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるよう、各教科などの目標や大まかな教育内容を定めるものであり、昭和33年以降、ほぼ10年ごとに改訂されている。

学級がうまく機能しない状況

P7、38、39

集団での教育活動ができない状況が一定期間継続し、通常の手法では問題解決ができない状態に至っている場合のこと。

学級崩壊

P7、38

集団での教育活動ができない状況が一定期間継続し、集団教育という学級の機能が成立しない状態のこと。

学校安全ボランティア活動

P59

保護者や自治会、老人会などの地域に住むさまざまな大人が児童生徒の安全を願って学校と連携しながら、見守り活動をしていただく取り組み。

学校応援団

P8、11、59、68、69、113

学校における学習活動や安全確保、環境整備など、教育活動を支援する保護者や地域住民によるボランティアの活動組織の充実・活性化を図り、子どもたちの健やかな成長、家庭や地域の教育力を向上させることを目的としている。

カリキュラム・マネジメント

P25

①各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。②各学校が教育課程（カリキュラム）の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。③各学校において教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

川口漢字チャレンジ検定

P23

漢字の確実な定着をめざして、平成 28 年度から始まった検定。当該学年で学習をした漢字を読んだり書いたりする力や漢字のつくり、書き順に関する理解を問う検定。

川口市学力向上支援事業

P22、23

学力向上推進委員会を中心に、各種調査等から市の課題を明確にし、指導計画を改善して指導の充実を図る事業。また、多様な教育の機会を充実させ、思考力・判断力・表現力の育成や学習意欲の向上を図るもの。

川口市学力向上推進プラン

P24

川口市の学力向上について、該当年度の方針や重点取り組みについてまとめたもの。指導課学校訪問では、本プランを活用して、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について指導助言が行われている。また、各校では、本プランを参考に、各校の実態等に基づいた学力向上推進プランを作成している。

川口の元気夢わーく体験事業

P27、36、37

市立中学校において、1 年生または 2 年生が、市内及び近隣の事業所、施設等で、3 日間の社会体験活動を行い、地域の中でさまざまな人々とのふれあいを通して、自らの生き方を考え、生涯にわたり豊かな自己実現を図ることのできる能力や態度を育てることをねらいとして行う事業。

GIGA スクール構想

P28、29

1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境を実現し、これまでの我が国の教育実践と最先端の ICT のベストミックスを図ることにより、教員・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とする構想のこと。

キャリア教育

P26、27、47

児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育のこと。

教育相談支援員

P63、65

教員の教育相談を補完し、スクールカウンセラー等と連携して、中学校区の児童生徒の相談活動を行う人材。

教職員メンタルヘルスカウンセラー

P57

教職員の心の健康の保持増進のため、市内の小・中学校、幼稚園への巡回相談（個別面談）や電話相談を行うことにより、教職員のメンタルヘルスケアに取り組む者。

拠点校方式

P32、110

特別支援学級における配置の方法、全校設置方式と拠点校方式がある。拠点校方式は、学級内の人数をある程度確保し、集団活動を保障できるメリットがあり、クラスが複数になることが多く、教職員の連携やOJTによる資質の向上が見込まれる。

クラウド型サービス

P29

従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。

ゲストティーチャー P29

特別に学校に招いて授業や、講義をしていただく、各種の職業人やボランティア活動に取り組む者。

健康教育 P42

学校における健康教育は、学校保健・学校安全・学校給食のもつ独自の機能を尊重しつつ、それらを総合的にとらえ、児童生徒の健康の保持増進を図る教育である。

国際理解教育 P26、49、67

「世界の人々が、国を越えて理解しあい、協力し、世界平和を実現すること」を理念とした教育。UNESCO が提唱した Education for International Understanding の日本語訳。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) P52、53、69、112、113

学校と地域住民等がともに知恵を出し合い、力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと。

さ行

サイエンスフィールドワーク P49

川口市立高等学校附属中学校の特色ある教育活動の一つで、地層観察、気象観測、天体観測など、現地実習や専門施設で行う体験活動。

埼玉県学力・学習状況調査 P5、22、23、110、112

埼玉県の子どもの学力や学習状況を把握するための調査で、小学校4年生から中学校3年生を対象としたもの。学習内容の定着度や一人ひとりの学力の伸びを把握することで、教育施策や指導の改善を図る。この調査では、学力のほか、自制心、自己効力感、勤勉性、やり抜く力などの非認知能力についても調査をしている。

埼玉県家庭教育アドバイザー P69

埼玉県が実施する家庭教育支援や子育て支援に関する研修を修了し、「親の学習」の指導者として登録している者。

CIR

P49

Coordinator for International Relations（国際交流員）の略称。川口市立高等学校及び附属中学校で英語の授業や国際理解教育に関する職務に従事する講師。

支援籍学習

P33

障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ機会の拡大を図るとともに、障害のある子どもに、より適切な教育的支援を行うため、在籍する学校または学級以外に籍を置き、必要な学習活動を行う埼玉県独自の仕組み。

持続可能な開発のための教育（ESD）

P30、31

Education for Sustainable Development の略称。将来にわたり豊かな生活が確保できるよう、環境、貧困、開発に起因する現代社会における問題を、主体的にとらえ、身近なことから取り組み、問題解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことをめざす学習・教育活動のこと。

指定管理者制度

P104、105

公の施設の管理をノウハウのある民間事業者等に委ねる制度のことで、地方自治法に定められている公民連携の手法の一つ。

指導主事

P21、55、65

学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する者。

社会に開かれた教育課程

P68、69

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくため、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働をすること。

主権者教育

P30、31

政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む教育。

小1 プロブレム

P7、20、38、39

小学校1年生の児童が、学校生活に適応できないために起こす問題行動。例として、集団行動がとれない、授業中に立ち歩く、人の話を聞こうとしない等があげられる。

小学校低学年基礎学力定着度調査

P23

平成28年度より小学校2、3年生を対象に実施している。小学校低学年の学力の状況を把握するとともに、指導方法の工夫を行い、国語・算数における指導方法の改善を行い、基礎基本の確実な定着を図ることを目的とした調査。

消費者教育

P30、31

自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動し、消費者の権利を実現するように努め、自ら進んで、消費生活に関して必要な知識を習得し、必要な情報を収集するなど、自主的かつ合理的に行動するように努める「自立した消費者」の育成をめざす教育。

食育

P42、43

生きるうえでの基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられ、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てるもの。

人権感覚育成プログラム

P41、111

体験活動や参加体験型活動を通して、児童生徒等の人権感覚を育成するためのプログラムを集めたもの。学校教育編、社会教育編、学校教育編増補版、学校教育編第2集の4冊が刊行されている。

新体力テスト

P8、44

小・中・高校生が毎年実施する体力に関するテスト。8項目（握力・上体起こし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン【主に小学校】・持久走【主に中学校・高等学校】・50m走・立ち幅跳び・ボール投げ）で実施し、体力の実態を把握し、体育指導に活かす資料とすることなどを目的とするもの。

スクールガード

P8

各小学校区を中心に、組織的に児童の安全に向けた自主的活動を行う学校安全ボランティア。

スクールガード・リーダー

P59

各小学校から推薦された学校安全ボランティアであり、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた体制整備に中心となって取り組む者。

スクールカウンセラー

P39、65

不登校やいじめ、非行問題行動などの課題解決を図るため、専門的な知識・経験に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助をする者。

スクールソーシャルワーカー

P65

いじめ、不登校、虐待、貧困など、課題を抱える子どもに対して、家庭・学校・地域など周囲の環境に働きかけ、問題の解決を図る福祉の専門家。

すこやか相談員・サポート相談員

P39

児童生徒、保護者との相談等に応じる中学校に配置されている教育相談支援員。

ストーリーテリング

P76、77

語り手が物語を覚えて語り聞かせること。図書館では、子どもと本を結びつける手立てのひとつとして、おはなし会の中で行われることが多い。

性的マイノリティ

P40

多くの人（マジョリティ）は、身体の性と性自認が一致し、性的指向が異性に向かうが、身体の性別と性自認が一致しない、性的指向が同性や両方の性に向かうなど性のあり方がさまざまな人も一定数存在する。このような人々のことを「性的少数者（性的マイノリティ）」と言う。

接続期プログラム

P20

幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続を図るために、接続期の教育内容のつながりをまとめたもの。

アプローチカリキュラム（幼稚園・保育所における5歳児の1～3月）

スタートカリキュラム（小学校第1学年の4～5月）

全国学力・学習状況調査

P7、22、23、110、113

文部科学省が実施する、全国的に子どもたちの学力・学習状況を把握するための調査。小学校6年生及び中学校3年生を対象としている。

Society 5.0

P28

必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細やかに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語などの違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会を生み出す変革を科学技術イノベーションが先導していくという意味を持つ。

た行

知識基盤社会

P11、25、74、75

新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性の増す社会。

中1 ギャップ

P7、38、39

文部科学省調査「問題行動等調査」の結果を学年別に見ると、小学校6年生から中学校1年生でいじめや不登校の数が急増するように見えることから言われ始めた言葉。

中学生学力アップ教室事業

P35

川口市教育委員会が、受検（験）期にある中学校3年生に対し、基礎学力の向上をめざして、各中学校を会場として、土曜日や日曜日、冬季休業中に、学習支援員による学習支援を行う事業。

ディベート

P31

指定された議題に対して、肯定側と否定側の立場に分かれて、ルールに基づいた議論を行い、審判が説得力のあった方を決めるもの。討論ともいう。

適応指導教室

P63、65

不登校児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的自立に向かえるよう、小集団での人間関係づくりや学習、教育相談等を行う仕組み。指導には、教育相談員・指導主事・カウンセラーがあたっている。

デジタルネイティブ

P4

生まれたときからインターネット環境があたりまえのように存在していた世代のこと。日本では1992年以降に生まれた世代が該当する。

手づくり社会科マップコンテスト

P23、25

資料を活用する力や社会的事象に対する関心を高め、社会好きの児童生徒を育成するために実施している事業。地図を取り入れた作品等を数多く展示している。

TOEFL

P49

米国の非営利教育団体 Educational Testing Service (ETS)が英語を母語としない人々を対象に開発した信頼性の高い世界基準英語能力測定試験で、150カ国11,000以上の大学・機関が入学選考や留学等の際に英語力の証明としてこのテストのスコアを活用している。

統合型校務支援システム

P29

「教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）・保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系など統合した機能を有しているシステム」を指し、成績処理等だけでなく、グループウェアの活用による情報共有も含め、広く「校務」と呼ばれる業務全般を実施するために必要となる機能を実装したシステムのこと。

特別支援学級

P6、32、33、110

小・中学校において、知的障害、弱視、自閉症・情緒障害、などの障害のある児童生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するために設置される学級。児童生徒 8 人に対し、教員が 1 人配置される。

特別支援教育

P6、19、32、33、55、110

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育アドバイザー

P33、65

巡回教育相談、特別支援学級や通級指導教室の担当者への指導助言、特別支援教育に関する校内研修の講師等を行う専門スタッフのこと。

特別支援教育コーディネーター

P33

教職員が、児童生徒への適切な支援のために、関係機関・関係者間を連絡・調整し、協同的に対応できるようにするための役割として指名されている者。

徳力

P23、36、37、53

「自己の生き方を見つめ、よりよく生きようとする力」を表す言葉。

な行

ネットリテラシー

P39

インターネットを正しく使いこなすための知識や能力。

ノーマライゼーション

P32

障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会をめざす考え方。

は行

博学連携

P78、79、114

博物館と学校が相互に連携・協力して子どもの教育に当たる取り組み。

パスファインダー

P77

テーマに沿った本やインターネットの情報をまとめた、調べ方案内のリーフレットのこと。

PDCA サイクル

P109、110

業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) という 4 つのステップを繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善・最適化していく手法のこと。

非構造部材

P101

建築物を構成する部材のうち、柱、梁、壁、床等の構造体以外の天井、窓ガラス、照明器具などのこと。

5 ラウンドシステム

P23、27

教科書を効果的に活用する指導法で、教科書の全単元のストーリーを年間で 5 巡繰り返し学習する方法。ラウンドごとに学習の目標を変えながら同じストーリーに繰り返し触れるスパイラルな学びにより、より効果的な英語表現の習得と定着を可能にする指導法。

不易流行

P17

松尾芭蕉が使った言葉で、いつの時代においても変わらない本質的なものは守りつつも、時代の変化に適応していくことが重要であるということ。

部活動指導員等外部指導者

P44、45

部活動指導員は、中学校・高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等に従事する者のことで、単独で顧問となることが可能。平成29年4月より学校教育法施行規則に新たに規定された。

外部指導者は、自治体が採用する部活動の技術的指導を補助する者。

文化振興基金

P84、85

市民の幅広い文化芸術活動を経済的に支援し、市民や企業からの寄附と市の出資金を財源に平成18年度に設けられたもの。

文化振興助成事業

P85

市民が自主的に行う文化芸術活動、又は文化芸術に接する機会を提供する事業を市内において開催するものに対して助成するもの。

放課後子供教室

P11、68、69、113

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業。

ま行

3つのめばえ

P5、20、21、69

小学校入学までに子どもたちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、埼玉県が独自にとりまとめたもの。

ミドルリーダー

P54、57

およそ10年経験した中堅教員であり、校長の学校経営に基づいて、学校づくりを最前線で担うチームリーダーのこと。

無形民俗文化財

P14、94、95

民俗文化財のうち無形のもの。衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能、民俗技術など、人々の生活の推移の理解に欠くことのできないもの。

や行

薬物乱用防止教室

P39

薬物乱用の危険性を熟知している警察職員や学校医、学校薬剤師等の協力を得て、薬物に対する正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導する教育活動。

ユニバーサルデザイン

P33

すべての人のためのデザインを意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが無理なく利用できる商品やサービス、あるいは家や街並み等のデザインのこと。

ら行

ライフステージ

P54、57、80

人間の一生におけるそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けられる。教職員については、若手の段階、中堅の段階、ベテランの段階に分けられることが多く、それぞれの段階で、初任者研修、5年次研修、中堅教諭等資質向上研修、20年次研修が実施されている。

理科オリンピック

P23、25

科学的な考え方や知識を問う問題形式を通して、川口市の児童生徒が自然事象に関する考え方や知識を深め、理科の学力向上を目的とした川口市教育委員会が主催する事業。各小・中学校チームで参加する。

レファレンスサービス

P76、77

何らかの情報あるいは資料を求めている図書館利用者に対して、その情報あるいは資料を効率的に入手できるように、図書館員が援助するサービスのこと。

川口市教育振興基本計画

発行：令和3年4月 川口市教育委員会

編集：川口市教育委員会 教育総務課

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

電 話：048-258-1258（直通）

F A X：048-252-1311

https://www.city.kawaguchi.lg.jp/kosodate_gakkou/kyoikuiinkai/index.html

（川口市教育委員会）